

平成28年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 9 月 1 3 日 (火曜日)

議 事 日 程 (第2号)

第1 一般質問

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

~~~~~

出 席 議 員 (17名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優之介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 真 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君		

~~~~~

欠 席 議 員 (1名)

18 番 橋 本 保 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	長谷部 卓 也 君
商工観光課副課長	長 森 伸 一 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君

町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教 育 長	川上哲男君
教 育 次 長	熊谷敏郎君	学校教育課長	杉野雅彦君
生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会会長	林 幸一君
農業委員会事務局長	西谷久美君	総務課財政班長	大元 学君
政 策 監	田辺 卓君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山脇一生君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	林 久志君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |          |   |         |
|---------|----------|---|---------|
| 事 務 局 長 | 宮地正人君    | 次 | 長 酒井弘恵君 |
| 書 記     | 國澤 みやこ 君 |   |         |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○副議長（下元昇君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより平成28年第 3 回四万十町議会定例会第 7 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、18番橋本保君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

15番中屋康君の一般質問を許可します。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

本日は、大きな項目 2 項目ということで通告をさせていただいております。

まず、第 1 項目ということで、四万十町の生活交通再編基本計画の促進状況等々についてということで、地域の生活交通ということで質問を進めてまいりたいと思います。ご承知のとおり本町は高齢化率が昨年の実績値で40%を超えたということでありまして、非常に高齢化が進んでおることでもあります。10年先の平成37年ごろには45.6%ということで、非常に加速をしていくということで全国でも10年ぐらい先越しをして高齢化が進んでおるところでありまして、大変そういった思いで危惧をしていく場面ではあります。こういった高齢化の加速する現実にはやっぱり目を向けて、現実の問題として日頃我々は考えていかないかんということでありまして、生活上のインフラということの整備は常々心がけていくという思いでありますので、本日はそういう思いの中で質問を進めていきたいと思います。

議会では、広報広聴活動ということで年に 2 回地域に赴いて、地域のご事情等々を聞いていることがございまして、先般、8 月の上旬には今回、窪川地区の松葉川で一応、各委員会が分担をしながら、行政全般についての家庭訪問していろいろ、もろもろお話を聞いております。昨年は大正地域、一昨年は十和地区ということで、順次満遍なく町内を網羅しながら地域のご要望等々を聞いていくと、あるいは応えていくと、議会としての考えを示していくというようなことで広報活動をやっておるわけでありまして、やはり活動して

いく中でいろいろ、集落の維持の関係あるいは道路の事情、あるいは地域の福祉の関係やら医療体制のこと、もろもろ出てまいります。

とりわけ、やはりここ3年、十和大正地区あるいは今回の窪川地区の訪問をした段階で、一番多くやっぱり聞かれるのは、地域の交通の状況というか事情というか、ことでありまして、とりわけ現在運行しているコミュニティバスなんかの関係が非常に喫緊の課題として切実な話が出てまいっておりますので、まずはそういった視点、観点から話を進めていきたいと思うわけであります。

本町では四万十町生活交通再編基本方針というのが策定をされております。これに基づいて、恐らくは現在までこういう生活の交通体系の再編に向かった動きが出てきておろうと思うわけでありますが、この基本方針、大きく書いてありますのは高齢者や障がいのある方、子どもなどの移動制約者の移動手段の確保をしたいということと、四万十川を代表するクリーンなイメージの創出のための、住民がドアツードアで移動可能なサービスをつくって構築をしていくんだということで、公共交通の利便性の向上と、それから公共交通の利用促進ということで、大きい2項目を挙げながら現在に恐らく至って、努力をされて、各道路事情を構築されておるというわけでありますが、まずはこの基本方針、公共交通の利便性の向上、あるいは利用促進策の促進状況について、その動きがどんな感じで促進されておるのか、概略、現在に至るまでの動向をまずはお示し願いたいと思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今、議員がおっしゃられました四万十町生活交通再編基本方針でございますが、議員おっしゃられましたように基本的な方針としまして、高齢者や障がいのある人、子どもなどの移動手段が限られる方の移動手段の確保を図れるよう、輸送サービス網を町内に張り巡らして地域全体で過度な自動車依存を解決しようということで、平成21年に、その時点では路線バスを走らせておりましたが、路線バスは人が乗っていないという状況もあり、町のほうも大きな負担をしながらそういう状況でしたので、見直しを行っていこうということでつくったものでございます。この方針に基づきまして、その後取り組んできました。大きな取組で言いますと、本町の大きな課題でありました移動制約をされている高齢者等が多くなりましたので、町内は様々な病院バスとかいろいろな交通が走っておりますが、利用者の方は不便を感じているということ、それともう一点、町は多額の運行経費で路線バスを走らせていますが、乗車密度1人未満という、利用されていない路線が約半数を占めていたと、こういう状況もありまして、この課題を解決

するための取組として取り組んでいるところです。

基本的な取組の方向性ですが、いろいろ地域で話を聞いたところ、こういう方向がいいんじゃないかということで、十和、大正、窪川、これをまずエリア分け、旧町村単位でエリア分けしまして、エリアごとに高齢者等の移動手段の確保をしようということで取組を開始しました。また、公共交通の多い空白地域が多い十和地域から順次取組をしてきたところでございます。その手法としましては、地域での話し合いの中でコミュニティバスが一番いいんじゃないかということで、コミュニティバスの導入をまず最初に取り組んだところです。十和地域におきましては、基本的にはコミュニティバスを現在6路線走らせておりまして、地域へ入って話をして、空白地域の解消と経費を抑えながら利用者のニーズに応えられるような仕組みとして、路線体制を構築したところです。

十和地域の後、次、大正地域のほうでも同じような取組を行いまして、大正地域では現在4路線のコミュニティバスによって、当時路線バスが走っていない地域を中心にコミュニティバスの運行をしているという状況になっております。続いて、窪川地域のほうの取組を行いまして、窪川地域では現在、10路線のコミュニティバスを走らせております。これによりまして、空白地域の解消と共に、窪川地域は路線バスがかなり複雑に走っておりますので、3路線の路線バスを見直し廃止したということです。

現時点では、公共交通の空白地域という部分におきましてはほぼ解消できてきたのではないかと考えておりまして、これから路線バスも、これとコミュニティバスも、これがちょっと今、複雑に入り組んでおりますので、必要に応じて路線バスもコミュニティバスに切り替えるなどの取組、こういうところを行っていきたいという考えです。

それともう一点、基本的に各エリア、生活交通ということで旧町村単位でそれぞれ十和地域でしたら昭和・十川地区、大正地域でしたら大正・田野々地区、そこへ普段は、日常生活を行う上ではそこへの交通網をとということで今取り組んでおりますので、基本的にはそういう三つのエリア分けをして、そのエリア内で日常生活を済ますようなイメージで公共交通網を今策定しているところです。

あと、エリア間につきましては今、本町では予土線が走っております。ここを基本としながらも、この予土線を補完する意味で幹線バス路線ということでつないでいきたいと、そういうような考え方で今進んでいるところです。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 生活交通の再編の基本計画に基づいて、現在までの進行状況をお話

いただきました。要するにかなり計画に基づいた方針が、方針に基づいた動きがあるということで承知をさせていただきまして、とりわけコミュニティバス網の構築というのは非常に、最近、ある場面場面で見かけたりしますし、そういった意味では充実をしてきている最中かなという思いがあります。

課長がお示しをいただきました基本方針の中身ですが、私、手元に、これは2009年4月15日にネットのほうで、四万十町のほうで掲載をしております交通の現況の課題というのがありましたので、ちょっと拾ってみました。要するに再編の基本計画に基づいて現況、課題を掘り起こして改善をしていくというようなことでありますので、コミュニティバスへの導入というところが読み取れてくるわけであります。

早速ながらそのコミュニティバスの導入事情というようなことで、二点目の課題に挙げてありますけれども、要は課長がお示しのとおり、旧町村というのはJRやあるいは幹線バスで結んでおったということでもありますけれども、幹線バスについても経営の状況絡み、あるいはJRにしても予土線の関係も非常に路線、いわゆる便の減少というようなことで、だんだんと不便になってくるということでもありますし、できるだけ買い物あるいは通院という病院へ行くための生活交通を確保するというのがやはり喫緊の課題でありましたので、そういう意味で、コミュニティバスということだとどり着いたということと理解をするわけではありますが、今言った平成23年でしたか、大正から始まって十和、窪川ということでコミュニティバス網というのを構築しておりますが、現在ですが、今先ほど言った6路線、大正4路線、窪川10路線ということで、窪川については昨年の10月に全線本格運行ということになったわけではありますが、利用者の声、地域に回ってお話を聞きますと、非常に利用価値が高いというお声は大変いただきます。このコミュニティバスが非常にありがたい、便利になっています、十和地域でも同様の話をいただきましたし、大正のほうでも非常に、日々利用しているというお話がありました。

その反面、やはり利用者の声としては、1日の運行回数ということと週に1回というような制約もあったりということで、やはり週の回数を増やしてほしいというようにお声も頻繁に聞きます。また、あるいは診療バスといって各病院から出しているバスとかいったところのバスを利用するケースもあって、コミュニティバスとの行き帰りの連絡がうまく行っていないので、もう少しそういったところを改善してもらいたいといったような話も聞きますし、要は、このコミュニティバスというのは路線バスの代替ということでもありますので、路線バスが現在運行している場所についてはコミュニティが入っていないという

地域もあるわけでありまして、実際、先般、松葉川方面、松葉川温泉近くのほうに足を踏みますと、やはりあそこあたりは非常にコミュニティバスの、やはり迂回をしてくれる便があったらいいなというようなお話も聞いたりするわけではありますが、実際、全面運行して全町的にコミュニティバスの網羅をして、運行が始まった段階の、要は利用実態調査ですよ。そういったところをどんな感じで今までやられておるのか、そういった利用実態の、乗降数とかそういったものがデータの的にも出ておるものであれば、今日はちょっとお示しを願いたいということでもあります。

とりわけ、診療所のバスと、それからコミュニティのバスが、路線バスとが運行が一緒になった場面場面もあつたりするわけありますので、そういったすみ分け、そういったところの話も、どんな感じで動いているのかというところを、概略で結構ですがお示しを願ったと思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） コミュニティバスの利用状況というところでございますが、平成27年度の実績になります。大きく言いますと十和地域では1日当たり約17人の利用という状況です。あと、大正地域では約12人、窪川地域では約23人という、平均的な数字でいえばこういう人数になっておりますが、やはりそれぞれ路線によっては倍、半分ぐらいの大きな差があるという実態はあります。このコミュニティバスの実績につきましては、始めた当初からずっとデータのほうはとっておりまして、また利用者懇談会ということで毎年、利用者の方に声をかけて集まっていいただいて、状況を聞きながら改善もしているというような取組をやっているところです。

あと、診療所バス、大正・十和地域には診療所バスが走っておりまして、当初からこの課題もありまして、できれば町としましては診療所バスも併せて見直しを行いたいということで、当初の計画では入れております。ただ、現在の時点では診療所バスをコミュニティバスに切り替えるというところまではまだ進んでいないという状況でして、今のところ診療所バスのほうは診療所バスで走っているというような状況とはなっております。これが今後の課題で、今後見直ししていくところにはなってくるとは考えております。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 今お示しの数字が、コミュニティバスが大正、十和、窪川それぞれで1日の平均の数が出ました。これは多いのか少ないのかはわかりません。私なんかもそういう尺度を持っていませんので。やはり、そういう社会のインフラとして高齢者が増え

ている中で地域の足を確保する意味で、それで1日平均の利用者数は現実にあるということでもありますので、今後もまた多分増えてくるということでもありますので、そういう数字の格好でまず承っておきたいと思います。

通院バスの関係のお話もいただきました。先ほどちょっと申し上げ披瀝をいたしました、これは2009年4月ということですが、要するにこの時点から通院バスのあり方の検証が非常に重要だということで、町のほうもお考えになっているということでありまして、実際にヒアリングもしたり、病院のほうにヒアリングをして聞いておるようでありまして、やはり現実的に病院の通院バスとコミュニティバスのあり方というのは、やはりどこかですみ分けをしながら利用者の総意も得ながら、どこかでしっかりした形でつくっていかないと、非常に将来的に重荷になってくるというところがあるかなという感じがいたしております。

要するに、病院としては多大な経費が、通院のために経費を投入しておるということでありまして、本来は路線バスあるいはそれに代わるコミュニティバスがそれに代替をして本来はやらないかん仕事であるのにもかかわらず、やっぱり乗降がそちらのほうの病院バスのほうに行ってしまう。病院のほうとしてはやはり、患者の確保ということで競争にもつながる、あるいは経営がそのために大きな負担にもなってくるというようなことで、本音としては、通院バスの運行の予算を本来は病院の経営に回したいんだというようなことで、この時点でも病院のほうも、いわゆる分析をしているわけでもありますので、是非とも今後は課題として、コミュニティバスと病院バスのすみ分けのあり方については、地域の皆さんの意見も聞きながら考えていかないかんという思いがいたしますので、一つの課題で取り上げておいていただきたいと思います。

その関連として、コミュニティバスの投資費用、これについて実際、恐らくは赤字ということであろうとは思いますが、どんな感じで今までの投資の費用があるのかということ、お示し願ったと思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） コミュニティバスの運行に係る経費の部分になるところなんです、平成27年度の状況でいいますと、各地域で分けて、十和地域でいいますと6路線走っておるわけなんです、ここで約835万円の経常の赤字という状況になっております。続いて窪川地域、10路線走っておりますが、窪川地域で939万円、大正地域は4路線で514万円、合わせると2,288万円の経常的な赤字という27年度の状況、大まかな数字には

なりますが、というような状況になっております。ただ、これを町が全て出しているかという、補助金のほう、国からありますので、一部は国の補助から出ているという状況です。

参考までに、大正地域が実は路線バス、窪川・十和地域は今の四万十交通のほうがコミュニティバスも走らせておりますが、大正地域につきましてはタクシー会社のほうが運営しておりますので、大正地域が一番比較でわかりやすいということではちょっと出しております。大正地域4路線で半年間の実績なんです、乗っている方、約1,260人。ただ、それに要った経費が257万円ということで、一人当たりになると2,000円ちょっと、2,038円というような数字。路線バスのほうは7,421人の乗客がありますが、そちらのほうに要った経費で言いますと1,730万円ということで、一人当たりになると2,331円ということで、多少ですがコミュニティバスのほうが一人当たりになれば経費は要っていないかなというような状況にもなっているというところです。ただ、あまり一人頭で見ますと変わっていないというのが現状にはなっております。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） コミュニティバス、あるいは大正地区についてはタクシー会社に委託をして動いているわけでありまして、一人頭2,000円、あるいはコミュニティのほうは2,730円というようなことで、1人のいわゆる金額については非常に大きい金額であるわけですが、やはりこれが現実、今から続けていかないかんという数字になろうかと思います。それについてはやはり、運行の再編の仕方やら、今後は少なけれども少しずつ、一人頭に掛かる投資費用が軽減されるような努力もしていきながら、社会のインフラ整備としてのこのコミュニティバスということも充実をしていかないかんというジレンマがあるわけでありまして、そのあたりのところについては、今からやはり検証をしていきながら、できるだけ経費が膨らまないという観点で今後は運営していくというようなことで、お互いに考えていかないかんということで、認識をお互いしていきたいと思うわけでありまして。

このコミュニティバスと相関関係にあります幹線バスということでありまして、バスの運行の代替バスとしてコミュニティ、今までの従前のあるバス運行については、これまでのとおり継続して運行していくということでありまして、先ほど課長の言ったとおり、代替バスにかわるコミュニティの路線網も、今後も検討していくというお話でありますので、そのあたりはまた別の機会にお伺いをするとして、昨年の10月ですか、町長がいろい

ろ表明をいたしました高南観光と北幡観光との合併協議が整ったということで、四万十交通として新たなスタートを切りました。長年この観光バス会社への補助金も、非常に多額な補助金がずっと継続して投入投下されておったわけではありますが、新たな統合をしてバスの運用の状況あるいは統合後の路線の見直しといったのがどんな感じで動いているのかなというの、少しやっぱり関心事でありますので、先ほど言ったコミュニティバスとの今後の切り替えの話も含めて、恐らくこれは四万十町の地域交通会議というのがありますので、そういった場面で検討されておると思いますし、これも所管が企画課になっておりますので、そういった情報があればちょっとお示しを願ったらと思います。併せて運行補助金、補助金がこの二、三年どんな感じで推移をしているのか、合併後はどういう形で、いわゆる補助金が動いているのかというところをお示し願ったらと思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 昨年度、本町にありました二つのバス会社が合併したということで、窪川大正間、それまでは直通バスというのがなかったんですが、これが走ることができるようになりました。そういうことで今年の4月から直通の窪川・大正間のバスのほうを走らせているところです。今後、路線バス、こういうエリアとエリアを結ぶのはこの路線バスを活用していきたいとは考えておりますが、ただ現時点では、今まで高南観光のエリアでありました、高南観光の路線であった窪川から大正北ノ川までの路線、これを延長した形で大正までということで、直通バスを走らせております。ですから、窪川・大正間の旧の北幡観光が走らせておりました、逆に大正から大正北ノ川までの路線バスもあります。その見直しができておりませんので、担当課としましては、まず最初にこの窪川から大正までの間にある路線バス網の見直し、ここをまずは取り組んでいきたいというふうに考えているところです。今からは基本的には路線バスの各路線を見直ししながら、必要に応じてコミュニティバスを入れていくという、そういう方向を今考えているところです。

あと、もう一つのご質問でございます。路線バスの運行補助金でございますが、決算額でいいますと平成26年度が7,526万3,000円、27年度が6,353万5,000円ということになっております。ただ、これが合併したことによって下がったというわけではありません。いろいろな要素が絡んでおりますので、合併によってどの部分が補助金として下がったとかいうのは、ちょっとあと一、二年たった決算で詳しく説明しないと見えてこない部分もありますので、ただ決算額だけで言いますと平成26年度と27年度はこのような状況になってい

るところです。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 合併後の補助金の流れというのはまだまだそれほど、いわゆる合併をしたから補助金が軽減していくというほどの見方ではなさそうではありますが、いずれにしても地域の足の確保ということであれば補助金もやむなしということでもありますけれども、やはりコミュニティバスに代替をすればそれだけ資金とかが軽減されるということであれば、今後も見直しをしていくということも視野に入れなければいけないなという感じはいたしておりますし、今回広域のバスの実証運行ということで、窪川・大正間ということで実施をされました。これは9月30日ですので間もなくこれが終わるわけですが、この実証後の9月30日、たしかそうでしたね。予算資料、昨年のもを持ってきていますので。9月30日までということで、この実証運行にあわせて窪川・大正間においてはほかの路線の見直しを含め、住民との協議を行いながら新たなバス路線の構築を図るということで、先ほど課長がおっしゃった、大正から北ノ川の旧北幡観光がやっていた路線あたりの見直しといったところもそれに含まれておろうかと思いますが、予土線も初発便と最終便が12月にはもうなくなってしまうということでもあります、窪川から大正に向かつての、非常に足の、いわゆる遅い便あたりが確保が難しくなるということでもあります、今回、9月30日で実証試験が終わるわけではありますが、その後の関係、予土線とのそういった絡みの考え方としては、執行部として考えておられるのかおられないのか、そのあたりもちょっと聞いておきたいなと思っております。

それから、併せて、もう時間の兼ね合いもありますが、それ一点お伺いするのと、もう一つは、要はコミュニティバスが非常に好評を博して動いているということではありますが、先ほど言った、だんだんにやはりコミュニティバスの走っていないところとか、路線が回っていったいないところについては、やはり地域の皆さんはそこへ迂回をしてもらいたいという思いが結構、お話が出てきております。その代わりという、何か方法がないかというような話もいろいろ聞くわけではありますが、最近とみに耳にするのはデマンドバスということでありまして、総称してオンデマンド交通といったことになるようですが、要するにお客様からの要望をいただいた段階で、いろいろな方法でまとめてその場所にバスを迂回していく方法とか、あるいは実際に今、コミュニティ路線としてある路線を活用しながら、その枝葉に入っていない部分についてはいわゆるオンデマンド方式で一旦要望がある地域だけ、その時点だけ入って行って迂回をして回ってお客さんを

乗せてくるといったような方式というの、全国である一定、始まっておるように聞いておりますので、本町として今後のコミュニティバスに絡めてオンデマンド方式というのがどんな感じで展開をしていくのかをお伺いしておきたいなと思っております。

併せて、ケーブルテレビ線を利用してということで、これも2009年にいろいろの課題として挙げた段階の最後のほうに、四万十町にはケーブルテレビも既にあるということで、このインフラを活用したデマンド機能付きのバスが検討可能であるというようなことで、もう既にこの時点で検討課題として挙げておるわけでありますので、このオンデマンド方式というのがコミュニティバスに採用できれば、これは今後の、喫緊の課題について一番いい方法ではないかなと私、思いながら今回お話をお伺いするわけでありますが、その点、二点。

要するに、もう一つは予土線の運行が最終便も早朝便もなくなると。それに絡めての実証運行便がなくなりますので、路線バスの直行便をどういう感じで考えておられるのかということと、オンデマンド方式をどういう形で今後の展開でお考えになっているかというところをお伺いしておきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 9月末までの実証運行ということで、窪川・大正間直通バスを走らせております。先ほど言いましたように、ただ、これは実証といっても延長した路線として認定を受けておりますので、10月以降も今のところは継続していきたいと考えております。基本的に半年ぐらいの国の許可の期間がありますので、できれば来年4月の見直しを見越して今後進めていきたいと考えておりまして、基本的に並行して走っております予土線、これを補完するようなダイヤ編成ということ意識して見直しはやっていきたいということで、この直通バス、毎日どの便に何人乗っているかというデータも今っておりますので、その辺を見ながら行きたいとは思っております。

併せて、先ほども言いましたように関連して大正・窪川間を走っている既存の路線バスの路線、そういうところも一緒にやっていきたいということで、地域へ入って地域の話を聞き、実際の利用している方、数もあまり多くはありません。ですから、直接話を聞きながらやっていきたいと、地道にそういうところは進めていきたいと思っております。

あともう一点、デマンド交通でございますが、これも当然、頭の中にはありますが、まずは基本となる部分の、木でいえばまず幹の部分をや、次、枝の部分をや、最後に葉の部分をやするという考え方でやっておりますので、枝の部分をコミュニティバスと町のほ

うは考えておりますので、このコミュニティバス、路線バスの見直しが終了した後、考えなければいけないところと思います。コミュニティバスで全ての集落をカバーするというのは当然無理とは考えておりますので、組み合わせて当然導入しなければいけないとは思っております。ただ、今の有償運送、住民による有償運送という制度もあります。それとタクシー会社もありますので、できればうまくタクシー会社なんかにも協力をお願いして、仕組みをつくっていきたいとは考えているところです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 路線バスの実証運行については、現在、半年半年の国の予算の絡み、補助の絡みがあるということで、見直していくということ。10月以降も動くということでありまして、来春には見直しをしながらということでありまして、先ほど心配をいたします予土線の便の廃止に絡めての、やはり関連したダイヤ補正を是非ともお願いしたいなということをお願いしておきたいと思います。

オンデマンド方式は考えておるということでもありますので、是非、枝葉の葉のようですが、今の段階から研究をしていただいて、やはりいろいろ書物、文献を見ますと、オンデマンド交通を採用すると、要するにコミュニティバスの経費も軽減をされてくるんだというようなこともありますので、是非そういった意味合いからお金の掛からない方法で、それから地域の皆さんの利便性に処するような形で、是非ともこれは今後採用していく方式ではないかと思っておりますので、是非お願いを、この際しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

粗々、この公共交通については現在の状況についてお伺いをいたしましたので、第一番目の大きい項目の地域生活交通については、質問を終わりたいと思います。あともう1項目、構えている質問がございますので、その次に移らせていただきます。

もう一点は、大正地域のまちづくりについてということで通告をさせていただきました。質問の内容は、現在の地域の商工会を中心とした大正地区のまちづくりの動きについて町長の所感を聞くということでもあります。これについては、私、本件については昨年と同じ9月のこの議会で同様の質問をさせていただきました。当時の町長の考え、あるいは執行部の考えといったところをお伺いしておきましたので、1年を経過いたしました。1年経過後の今の現在の状況というのを本日はお伺いしておきたいなという思いで、質問に挙げさせていただきました。

重ね重ねの内容なのでありますが、町民の皆さんには大正地域の話でありますし、十和あるいは窪川の地域の皆さんでまだまだ認識をされていない方がおいでになるかも知れませんので、概略、簡単に経緯だけ最初に述べさせていただきますと、要は大正地域の商店街を活性化したいというのが最初の動きでありまして、これは平成21年度あたりから話が始まりましたということでもあります。地域の商工会を中心として、一応何とかその方策を考えないかんということで、折しも前後して家地川地区にご承知のとおりミュージアムができました。それに加えて観光客が本町にも大量に押し寄せてき始めたということもありまして、是非導入路線として何か町内にも、大正のまちの中にもそういった核となる施設を造りたいというようなことで始まったのが平成25年あるいは26年あたりからということでもあります。

例年、商工会を中心として大正の地域経済問題の研究会とか、あるいはその翌年には四十町のにぎわい創出の事業とかいったようなことで、商工会のメンバーあるいは地域の代表者、専門家を入れて検討してきた内容であります。それに加えて、当時から旧大正町役場の庁舎が非常に老朽化をしてあるということで、場所的にも非常に、まちの真ん中でもありますし、ああいう場所を、建物を利用してこういう地域の核の、にぎわい興しの拠点にしたいという話が起ったわけでありまして、そういった動きの中のセットとして、庁舎の問題とにぎわい拠点を拡大していきたいと、つくっていききたいというのをセットにして動いてきているのが経緯であります。

昨年の11月には地域の皆さんの署名活動で、これは1,050名近く、やはりこの地域に核施設を早く建設してくださいというようなことで議長に向かって署名活動を行いまして、町長にもお伝えをしたわけでありまして、ということではありますが、そういった流れの中でもう優に5年か6年を、この地域の皆さんはそういったまちなかを、にぎわいを取り戻そうということで努力をされているということでもあります。年々経過をしながら、ある一定前へ進んだと思えば、またその時点で立ち止まるというようなことで、いろいろ経緯が実はありました。ということで昨年の9月に、この時点でそういったところの方向性について町長にご質問を差し上げたわけでありまして、そのときの答弁書をちょっと持ってきておりまして、町長が旧大正町の地域のにぎわいについてどうのお考えかということでお伺いをしましたら、そういう核施設を導入するに当たっては、やはりどうしてもその町内で展開していくような仕組みづくりといいますか、そういったものは調整して地元の皆さんと一緒に私は考えていきたいということで、地域の皆さんの考えがまとまれば私もこ

こでこうやりますよといったようなお考えを、この時点では示されておりますし、結果、やはり地域の活性化でありますので、その方向性については地域の振興局を中心に研究をしていきたいというのが私の思いということで、去年は答弁をいただきました。

地域の思いということで、局を中心にして、大正の地域振興局を中心にして、この1年間研究をしていただいておりますので、そのあたりの研究の結果というのを今日はお伺いしたいということであります。100mのグラウンドで例えて言うならば、この話、最終コーナー、4コーナーを回ったのか、もう既にゴールの手前なのかを、今日はいわゆる執行部の忌たんないご意見、町長の忌たんないご意見を、まずは今の現状をお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（下元昇君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 大正地区の活性化に対する現在の状況といったことについてお答えを、まず私のほうからさせていただきたいと思っております。

去年の定例議会の中で、それまでの状況等については説明もさせていただいてきたところでございますが、それ以後、どのように取組をしたかというところでございます。この大正地域の経済の活性化、これにつきましては県の地域アクションプランのほうにも載っておりまして、地域経済活性化の核となる事業への取組というところで、平成26年5月からは協力隊の隊員を配置しまして、駅前のにぎわい拠点といったところで、土佐大正駅の駅前を中心に活性化をしていこうという取組をしておりまして、今年で3年目になっておるというところでございます。

にぎわい拠点のほうでは、レンタサイクルの貸し出しでありますとか四万十高校との連携によります農産品や加工品の販売といった、もりだばマルシェといったような取組をしようといったところから、各種イベントへの関わり、それから地域住民の集まれる、よもやま話も含めて人が集まるというところで、いろいろな情報共有もしながらやっていこうといったような、にぎわい拠点の取組といったことがまず一つ。

それから、核となる施設を建設して、観光客でおいでになった方が田野々のまちの中へ入ってきて、それを地域の個店、商店なりが関わって、一つの人の入ってくるにぎわいをつくっていこうといったような取組、この二つの方向でございます。

それで、特に去年の9月の議会の中で質問のあったのは、核となる施設、プラモ館という形で今まで既存の計画が三つございました。その三つある計画の中身等も見せていただく中で、私としては果たして大丈夫なのかなという疑問もございました。そして、町長と

の協議の中で、そういったものについて調査をしながら、地域とも話し合いをしながら答えを出していくようにという指示も受けまして、今年の3月に当初予算で調査費を計上させていただいて、議会の議決も得ました。それで5月から調査を経営コンサルタント会社に委託いたしまして、調査をしてきているところでございます。

それで、今現在、中間報告といった形で取組、内容についての計画の具体性等も含めまして、中間的な報告という形では受けているところでございますけれども、最終的な答申というのは今現在、まだの状態でございます。そこで、中間報告の中で今見えてきたところといったものをちょっとご報告もさせていただきたいと思います。

過去に三つの計画がございました。その事業性はどうかといったところでは、非常に収支見込みが甘いというのがまず一点です。収入のメインが入場料で、入場料で経営をしていくといったところがございまして、展示ビジネスといったものはなかなか経営としては成り立ちにくいと。全国にあるいろいろなそういった施設において、赤字ということがあるということが一点でした。それから、プラモ館建設といったのは、プラモ館ありきの計画であって、人が来たらいいなというような考えで、そこからもうけを出そうといったようなところまで波及していないというのがもう一つの点です。それから、計画が概要レベルであって、詳細に踏み込んだ形の収支といったようなところまでがなかなか、具体的には全く見えてきていないといったようなところが今までの計画に対する評価といったようなところでございます。

そういったことも踏まえまして、じゃあどういふふうな形で今後、大正地区の活性化に資するようなことができるのかといったところも踏まえまして、最終報告の中にはそういったことも見えてこようと思います。活性化協議会やそういった運営する会社としてデベロッパという会社組織も建設しておりまして、そういったところとの協議もしちゅう中で、やり方として、ある程度見直しをしてやれば可能性もあるんじゃないかといったようなところは、中間報告の中でも報告が出ておりましたけれども、最終的な話といったところまではまだ、今月末が調査の期間になっておりますので、今現在見えていないといったところでございます。

それから、建物についてでございますが、見た目のとおり損傷部分もありますし、それから耐震性もないといったようなところがございます。これは2月ごろじゃったと思いますけれども、町内の工務店に見ていただきまして、損傷部分を減築し耐震化すれば建物としては使える可能性がある。将来にわたって使おうと思えば使えますよといったような

診断は受けているといったような状況でございます。

とりあえず、それ以降の活性化協議会とは何回か会もしまして、それから経営コンサルタントに入っていた中에서도、活性化協議会と経営コンサルタントを交えて数回の会をしながら意思統一といいますか、そういったような中での詳細な協議を今現在しているといったところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 局長のほうから答弁をいただきました。要は、現在調査をして、コンサルにもお願いをして調査をして、中間報告、最終的には今月末というところの最終報告をもらうというところで、最終的な段階まで見えていないというところのお話もいただきました。

先ほどお話も出ましたとおり、地域の商工会を中心とした動きの中でも、とりわけまたデベロップという会社も立ち上げて、非常に多額の資金を投じてもう何年越しにお金をそのまま、投資をしたまま待機をしているという状況でありまして、非常に投資をした、デベロップを立ち上げた関連の皆さんも、あまりにもしびれを切らして結果を見なけりやもう解散もしたいという話も、強い意向も聞いておりまして、やはり行政として、町としてやはりこの段階でしっかりと話を出していかないともう、関連した地域の皆さんは非常にしびれを切らしておるというところでありますので。

今、局長のほうではそういうお話で、今まで分析をして収支見込みが甘かったからというようなこと、あるいはプラモ館ありきということで、契約であったということ、それから計画がちょっと概要的で詳細に至っていないというようなことの内容で報告をいただいて、もう少し見直しをすれば可能性ありというようなことでありまして、今月末に結果をもらうという話になったということではありますが、町長としては、恐らくは内部で打ち合わせをされておると思いますが、町長の腹づもりというか、そういった動きの報告も受けながら、モデル事例ですか、コンサルタントの結果ももらいながら、旧大正のまちなかの活性化づくりについてどんな、こういう報告を受けて考えているかということを一点お伺いするのと、もう一点は、先ほど触れた旧庁舎の関係でありまして、振興局長のほうから耐震性等々については検査をしたということでありましたので、ある一定耐震補強すれば耐え得る建物でもあるというようなことでありますが、外観からすると非常に老朽化して危ういというような感じでありまして、去年のこの関連した庁舎の答弁も、建物の耐久性

と今後そういった将来にわたって使っていけるかの、建物かどうかを判断をさせていただいて、その段階で取り壊しかどうかということを考えていくということでもあります。土地については全く不都合のないいい土地であるので逆に使ってもらいたいというような答弁をいただきましたので、そんなことも網羅をしながら、今の段階の町長の、最終的な今後の大正地域の動きについてご答弁願ったらと思います。

○副議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

まず、私の考え方をちょっと申し上げたいと思いますが、基本的には今回、公的資金を投入するという立ち位置の中で、やはり継続性、そして事業効果、波及効果、いわば不特定多数の皆さん方に経済効果が及ぶというような観点から考えております。この事業に限らず全ての事業において。そういう中で、先ほど担当の局長が申し上げましたように、大正のにぎわい拠点、さらにはプラモ館の建設による活性化、これは全く私自身は否定するものではありません。やはり今後、せんだっても大正の中に、街並みに、3年ぐらい休んでおった焼き肉店も復活をしたということで、非常に心強く思って、そういった方も応援したいという気持ちは皆さんと一緒にございます。

そういった中で、この9月に一定、最終的な取りまとめを見させていただいて、やはりそれが当然、本体施設の運営、そしてそれに対する商店街への波及効果、さらにはそういった連携、そういったところを確認しながら、今後事業化に向けての立ち位置の中で今回のコンサル事業も議会に認めていただいたところでございますので、是非そういった、将来にわたって今後、本当に波及効果が及ぶという観点で確認ができれば、なるべく早期に実施をしていきたいという考え方を持っております。ただ、だんだんにいろいろ1,100人以上を超える署名とか、様々なこれまでの会社の設立とかを考えたときには、1日でも早く実現したいのが思いですけれども、私の立場から言えば、そういった事業に入るまでの取組の中で、特に入り口部分の中でしっかりやっぱり精査しておかないと、やはり一定の継続性が担保できないという事例がございましたし、そういう思いを持ってこの町政の任に当たらせていただいておりますので、そこは是非、地域の皆さん方と合意するところは合意をして、努力するところは努力していただいて、町民の皆さん方からいたずらな批判を受けないような、よかったねというような施設になるように努力をする意味で、ちょっと入り口部分は非常に、中尾は固いとか、なかなか腰が動かんとかいうご指摘もあらうと思いますけれども、そういった任を持って当たっていることはご理解いただければと思

います。

本当に商店街の波及効果も含めて、地域の観光事業者との協力、連携、そういったものが担保できれば、なるだけ1日でも早く成就したいのは地元の方々と同じ思いでございますので、その辺ご理解いただければというふうに思います。

庁舎については、この施設というのは十分に皆さん方から話を聞いておりますので、非常に使い方によっては効果が出るというふうに自分自身は捉えております。一部取り除き耐震化をしてやれば使えるということはご報告いただいておりますので、それも含めて是非地域の皆さん方と共に、にぎわい拠点のしっかりさらなる連携も含めて、大正のまちづくりの活性化は進めていきたいという考え方を持っておりますので、今後ともまたそういったいろいろなご提言もいただければというふうに思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 町長の最近の所感というか考えをお伺いいたしまして、早期にいろいろ、地域の事情をくみ取って前に進みたいという意欲はいただきました。

最終的に時間はありませんが、最終報告が今月末ということですので、最終報告をいただいて、地域の皆さんにも提示をしながら今後に進めるということですが、やはり先ほど振興局長のほうからのお答えもいただきましたが、分析をすると、今までの5年やら6年掛かって、地域の商工会の皆さんを中心にしていろいろ考えたことについて、ある一定甘かった部分やら、確かにあるかもわかりませんが、やはりそこに携わった6年なり5年の経過の経緯の中の思いというのは、町のまちの中の皆さん、とりわけ商工会の皆さんは重々持っているわけでありますので、当初のまちづくりの基本の計画から大きくもう、それはいかんから今度はこんな別の形にしようという回答であれば、なかなか地域の合意は得られないと思うわけでありまして、やはり最終結果、報告で、前に進む段階においては今までの過去の努力された地域の皆さんの思いを十分くみ取っていただいて、よりいいまちづくり、各施設づくりにしていただきたいと思いますので、重ねてお願いをしておきたいと思います。

庁舎の関係については、町長の考え、耐震化ができるようであればそれに補正をしながら使っていきたいという思いもありますので、是非とも地域の皆さんの思いを最終的に早急にくみ取っていただいて、今月末の最終答申をいただいた中において、できれば今年中あるいは今年度中に、ではしっかりと方向性をお示しいただきますようお願いをいたし

まして、今日の質問を終わりたいと思います。

○副議長（下元昇君） これで15番中屋康君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。10時45分まで。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番古谷幹夫君の一般質問を許可します。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

今回、私はいずれも農業振興に関してなんですけれども、若干今までの一般質問と視点も変えた内容で三つの項目ということでお伺いをさせていただきたいと思います。大体時間配分がちょっと苦手ですので、答弁についてはできるだけ簡潔に、私にしゃべる時間を多く与えていただけるような配慮をよろしくお願い申し上げます。

まず、第一番目でございますけれども、去る8月23日にJA四万十におきまして生産者、取引市場の関係者等々150人ほどが参加されて、私もショウガ部会の一員として参加させていただいたわけなんですけれども、平成28年度のJA四万十園芸販売拡大大会では、盛会裏に開催されたことにつきましては承知のことやというように思います。この大会では、今回は特に北九州青果株式会社の大江憲一執行役員部長氏の講演がありまして、市場流通の現状とJA四万十に期待することということで内容の濃い講演をいただきました。それに続きまして、三つの部門に分かれて分科会ということで活発な意見交換がされた経過があるわけなんですけれども、また大会の終了後にはJA四万十女性部の手づくりによります地元食材をふんだんに使った料理も振る舞われまして、非常に盛り上がった大会であったというように私も感激しておるわけなんですけれども、さて、この大会にも町のほうから副町長始め担当者、担当課長も出席をいただいております。特に、今まで自分が議員になって幾つかの視点から主張しております農業振興上の観点から、この大会に参加しての率直な感想を、できるだけ手短かに述べていただきたいというように思います。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 手短にということですが、4、5分ほど下さい。

ちょうどこの8月23日、中尾町長、高知大学との連携事業がありまして、私が代理で出席をしていました。今回、私も二回目の参加ではありましたが、議員言われたように、非常に参加者が多い、このことは驚きを感じたところであります。その中でも、やはり若い30代、40代の方が3割ぐらいいらっしゃいましたので、JA四万十において後継者の育成がしっかりとできつつあるなというふうに感じたところであります。それから、JAの担当者から産地情勢報告ということがありましたが、各品目、各部会とも目標をしっかりと定めて取り組んでいる、そのように感じたところであります。

具体的に申し上げますと、ニラであれば生産額10億円達成に向けて従来型の慣行栽培とミネラル栽培を推進していくといった報告もありました。それから、議員所属しているショウガにつきましては、健康食品として現在非常に注目もされておりますので、若い生産者を中心にショウガ研究会を立ち上げまして、消費者から選択される産地を目指すといった報告もありました。それから、ミョウガにつきましては鮮度保持ということが非常に重要でありますので、冷房対策を推進し、環境保全型農業に取り組むといった報告もあったところであります。そのほか夏秋ピーマンにつきましては1億円の大台を突破したといった報告がありましたし、水耕セリについても2農家が増加して合計6農家になったといった報告もありました。前段申し上げましたように、各部会ともに生産者の熱意と意欲、目標達成のための各部会の競争意識というか、そういったことも非常に感じ取り、日々努力をされているということが読み取れたように思います。

それから、私も最後、懇親会に参加もさせていただきましたが、非常にそのときに印象に残ったのは、各テーブルに生産者、それから先ほどの青果物取引会社の役員の皆さん、行政関係者、園芸連、万遍なく配席されて、懇親会といえどもその場でもしっかりと意見交換ができていた、そういったことを感じた販売大会であったように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、私も大会のほうに参加をしておりましてので、少し感想を述べさせていただきます。

議員がおっしゃられました北九州青果の大江氏のお話の中で、中央卸売市場での青果の取扱金額、これがピーク時の平成3年時と比較すると、平成27年度では77.2%の取扱高というふうにお話がありました。高齢化による生産力の低下も考えられますが、市場外流通の増加も一部影響があるのではないかと感じたところでございます。また、市場関係者の話では、品質もさることながら安定した供給量が求められております。本町は園芸王国高

知の一角を担う生産地でありまして、青果物等の市場での品質評価も非常に高いとの話で  
ありました。今後の増産、こちらについては非常に期待をしているということでもありま  
した。JAを通じた流通は、これまでの生産者の努力で培ってきた信用のある売れる農産物  
として安定した農家収入の確保に大きく寄与しているものと感じられました。一方、市場  
外流通、いわゆる自主流通販売であります、こちらの方式にも相当のニーズがあるもの  
と推察されますが、こちらの方式にしましても一定の供給量が必要と考えます。そのた  
め、ロットの少ない農産物の有利な販売方策も今後の重要課題の一つであると感じたこ  
ろです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

非常に現場の課題をそれぞれの立場から捉えていただいた感想をいただきました。うれ  
しく思います。ただ、私は、参加した私の感想としては、今この地域のおかれている状況  
というのは、これは系統品目ということに限らずだと思えますけれども、やはり高齢化と  
か後継者不足とか言われていますけれども、今、現におられる千四百九十数名の農業経営  
体の方に、やっぱり生産拡大に向けてのしっかりした取組を、関係機関、生産者が一体と  
なってしっかりと訴えていく時期ではないかというように強く感じておりまして、いろい  
ろな小さいところから始めるような視点も含めた提案もさせていただいておりますけれど  
も、是非、10年後の資金計画の策定期間でもございますので、是非そういった生産拡大を  
どうやっていくかということを強く、やっぱりお互いの共通認識として持って取り組んで  
いってほしいというように思います。

それでは、次の項目のほうに移らせていただきますけれども、特に、去る9月2日に  
は、農水省のほうから2015年の新規就農者数ということが新聞紙上を通じて公表された経  
過がございます。この数字を見ますと、全体での新規就農者は6万5,030人というこ  
とで、6年ぶりに6万人台に回復をしたと。そして49歳以下の新規就農者数は2万3,030人  
ということで、この調査を始めた2007年以降最多の数字が記録されておること、そ  
して傾向的な部分では、農業法人など組織経営体で雇用された就農者の増加が目立ってお  
る、そして定年者を中心に自営就農する方も非常に増えておる、そういった状況、そして  
自力で農地などを調達して就農したいいわゆる新規参入者というのは3,570人というこ  
とで、前年に比べて少し減っておるというような状況が述べられておりました。また、全体

の8割、新規就農者6万5,030人の8割を占めるのは新規の自営農業就農者ということで、農家の子弟であったりということ、自営業を始めるということの方が5万1,020人と圧倒的に多いと。これは前年に比べても1割増になっておるといことと、特にこの中で60歳以上が6割を占めるということで、やっぱり定年帰農という動きなり、これは外部からのそういった取組なりも含めてやと思いますが、これは一つの全国的な大きいすう勢の一つであろうというように捉える必要もあるかなというふうに思っておるところでございます。

ちょっと長くなりますけれども、特に政府は、やっぱり農業従事者の高齢化に歯止めをかけるという位置付けから、特に新規就農者についても、49歳以下の新規就農者を平成23年度までに40万人に増やすという目標も、今の倍増ということのようではございますけれども、持っておるようでございまして、この達成には当然ながら新規就農者の確保定着、これは愁眉の、国の中でも全国に共通する愁眉の問題であるというように捉えておく必要があろうというふうに思うわけでございます。

そして、2015年の49歳以下の新規就農者のうち最も増えたのが新規雇用就農者、法人であるとか専業農家の就農であるとか、そういった形の就農を選択された方が前年比3割増しの7,980人ということで、この中には特に農家以外の出身者、農家以外からこういった雇用就農された方が9割近くを占めておるといことが言われております。

そして、私は去る6月の一般質問の中で、この5年ごとに公表されております農林業センサスをもとに一般質問をさせていただきまして、特にそのときは就任2か月の、なっただばかりの長谷部農林水産課長に、向こう10年間のこの地域の農業振興上の視点ということでお伺いをさせていただきまして、幾つかのこの地域の農業振興上の視点を開示いただきました。その中で、農林業センサスで見たときに、2015年の本町の農業経営体数というのは、2010年に比べて275戸減った1,493戸、先ほどもちょっと触れましたけれども、農業経営体数があるということと、それから農業振興就業人口については、2015年が5年前に比べて493人減の2,148人という数字、そして平均年齢が、やはり高齢化と言われることを裏付けるように、5年前よりも上がって66.4歳になっておると。私はまだ、ここにもうちょっと年数はありますけれども、そこに近づいておるわけですが、その中で49歳以下が275人で全体の12.8%、そして75歳以上が732人で全体の34.1%というデータが示されておるわけでございまして、そういった各データをもとに長谷部農林課長にお聞きしたところ、幾つかの視点の中で特に最重要課題という位置付けで新規就農者の育成確保という点

を挙げていただきましたので、これに関して本町の実態がどうなっておるのか、またその支援策、そしてその抱える課題なり、そういった点についてお伺いをさせていただきたいというように思います。

まず、最初に数字として捉えられておる本町のここ直近3か年の新規就農者の推移、そして併せてですけれども、平成27年実績の中で、新規就農者についてそれぞれ区分けにあります自営農業就農者数、そして雇用農業就農者数、新規参入者、それぞれがどのぐらいの割合の人数になっておるのかと、また49歳以下の方がどのぐらいおられるのか、そんなところの数字をまずお伺いしたいと思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず、それでは直近3か年の新規就農者の推移についてお答えをいたします。まず平成25年度が15人、平成26年度が21人、平成27年度が20人となっております、計56名の方が新規に就農されております。

そして、まず自営農業就農者数と、続いて年齢構成についてお答えをいたします。まず、直近の新規就農者のデータにつきましては、平成26年6月2日から平成27年6月1日の間に就農した方の集計となっておりますので、6月が基準日となっておりますので、その点はご了承をよろしくお願いいたします。新規自営農業の就農者の年齢構成で、まず就業者数ですが、22歳以上29歳以下が1名、30歳以上34歳以下が1名、40歳以上44歳以下が2名、45歳以上49歳以下が2名、55歳以上59歳以下が1名、あと60歳以上64歳以下が1名となっております、合計8名の方が新規就農というふうになっております。なお、年齢構成につきましては、農林業センサスは若年層の区分が15歳以上29歳以下というふうになっておりますが、今回一番若い新規就農者が22歳でありましたので、下限を22歳とさせていただきます。

そして、雇用就農者の数と年齢構成につきましては、まず就農者人数が9名で、22歳以上29歳以下が8名、30歳以上34歳以下が1名となっております。

そして、新規参入者の数と年齢構成についてであります、新規参入者の人数は計3名で、年齢構成が35歳以上39歳以下が1名、50歳以上54歳以下が2名の計3名です。こちら3名は全てIターンの方というふうになっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。全体で平成27年度の実績でいきますと

20人ですか、それぞれの区分けも含めてですけれども、新規就農者の方がおられるということ、そしてそれぞれの区分け別で年齢層別にお聞きしますと、結構やっぱり若い方が一定数そういう新規就農をとっておられるということは、一つ、やっぱりこの地域の今後の農業振興上の中でも非常にある面、絶対数は減っておりますけれども明るい材料の一つであろうというように思いますし、6月のときにも県下全のすう勢と比べたときにも、この数字は四万十町の特異的な数字やということで紹介をいただいたことも今思い起こしながら質問をさせてもらっておりますけれども、全体的な国のすう勢と見てみますと、若干私の年齢の部分が異なるかも分かりませんが、全国の数値としては新規自営就農者は全体の8割を占めておると。これはやっぱり農業の一つの特性かなと。といいますのは、結構自営を始めますと投下資本が農業の場合非常に、機械も含めて土地の取得であるとかそういった分が非常に大きいわけですので、そういったことを考えると自営と、従来のお父さん、お母さんが農家をやっているのを継いでいくというような、そんなことが一つあるのかなというように思うわけですが、この自営就農者が四万十町では40%という数字が計算できると思いますし、また新規参入者は国全体では5.5%ということのようですけれども、四万十町では15%、そして49歳以下の新規雇用就農者が全体の数字では12.3%ですけれども、四万十町では45歳以下で見たときにやっぱり70%ということで、そういった、ちょっとやっぱり四万十町は農業立町といいますか、特に窪川地域に限定される部分が強いのかも分かりませんが、そういったことがうかがえるかなというように、聞かせていただきました。

そういったことも踏まえて、次の項目でございますけれども、それぞれの、平成27年度新規就農者に限定してですけれども、新規就農された方の選択しておる営農作目、畜産であるとか米専作であるとか、そういったことになるわけですが、その点、分かっておる範囲で答えていただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、自営農業就業者、これは8名なんですが、議員がおっしゃられるように全て親元就農のUターン者でございます。その8名のうち5名が露地ショウガを主体に経営に取り組んでおります。あと1名が夏秋ピーマンが主体、そして残り2名の方が露地シシトウが主体の方と施設ニラ、こちらの栽培に取り組んでおられます。当然水稻を作っておられる方もおりますが、あくまでも主体のほうは今言ったものが主の基幹作農というふうになっ

ております。そして、雇用就農者の9名、こちらにつきましては営農作物は、まず次世代園芸施設団地への就労者、こちらが5名おりますので、作物がトマト。あと4名が農の雇用事業による就農でありまして、3名が露地ショウガ、そして1名が露地野菜類というふうになっております。あと、新規参入者の3名の方につきましては、露地シシトウと野菜類の組み合わせが1名、露地ショウガが主体の作付の方が2名というふうな内訳になっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。非常にやっばり、この地域の、ある面特性といいますか、特に露地ショウガについてはここ何年も高値安定推移をしておると。それと、非常に健康志向の中で非常に手がたい需要があって、なかなか生産がそこに追いつかないという状況の中で、当然高値推移をしておって、10a当たりの面積で稼げる今一番の品目は、施設園芸を除けばショウガであると、そういうことが如実にこの新規就農者の選択肢の中にも反映されておるのかなということでお聞きしました。ただ、この中で、またちょっと後でも触れていきますけれども、やはり市場の関係者からも、ショウガについては、特にひとりの女性の方の冷え性対策というような位置付けももちろんベースにはあるわけですが、またそれが最近の情報では酢ショウガという、また新たな機能性を非常にアピールするような商品も出てきておるということも含めて、ショウガについては特に脚光を浴びておると。この生産振興というのももう一回、一つ新しい取組として見直す必要があろうというように思うところでございます。ちょっと時間の関係もありますので、もっと深入りをしたいですけれども、ちょっと後の項目のほうに移らせていただきたいというように思います。

それから、特に新規就農の場合には、前段でもちょっと申し上げましたけれども、農業を始めるに当たって一番のあい路というのは、やっばり経営の不安定さというのももちろんあると思いますけれども、やっばり資本の投資額、やっばりこれが非常に大きい。機械装備であるとか、そういったことがあるわけですが、資金の問題であるとか営農作目をどんなふうに変定をするとか、あるいは栽培技術の取得をどうやってしていくのか、幾つかのハードルがある中で、そうした背景の中で支援策についてはやっばり、国・県・町のいろいろな支援策がメニューとして構えられておるといってお伺いをしておりますけれども、その中で、その一端について具体的にどんな支援策があるのかとい

うことと、先ほどの新規就農者の方がその支援策のうちどんな支援策を活用されておるのか、そういった点について、分かる範囲でお答えをいただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをさせていただきます。

支援策のまず具体的なメニューという点でございますが、新規就農者の支援メニューといたしましては、まず町や関係機関による就農相談、こちらを皮切りに、就農準備段階における新規就農者研修支援事業等の技術習得の支援に対する事業、そして就農開始、定着に向けた支援策としまして、補助事業の活用メニューと、それから農業技術、農業経営等の支援メニューがございます。主な補助事業の具体的なメニューといたしましては、就農前の新規就農研修支援事業、それから就農後の青年就農給付金事業並びに壮年就農給付金事業、そして農業後継者が就農する場合の農業後継者支援給付金事業、また青年等就農資金という融資事業などがございます。

支援策を受けられる基準につきましては、当然それぞれのメニューで具体的な要件がありますので、詳細を全て説明するとちょっと時間がかかりますので割愛させていただきますが、当然基準としては年齢要件でありますとか、それから農業所得の年間目標額、そして当然、農業経営者になることへの強い意思、そちらのほうなんかのヒアリングの調査などがございます。

あと、新規就農者の支援活用策の実態というところがございましたが、自営農業就農者のうち1名が農業後継者支援給付金事業を活用しております。これは親元へ就農した場合の支援事業でございます。そして、1名が青年就農給付金事業を活用、これは就農後の支援事業でございます。そして、3名の方が認定農業者の認定を受けておりまして、これらの方は今後、有利な制度資金のほうを活用可能というふうになっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一定、理解をさせていただきました。非常に、国の重点施策の一つであるということもあって、いろいろな支援メニューが手当てをされておるということは一定、理解をさせていただきました。ただ、細かいところに入っていきますと、なかなかそれに十分乗り切れない、基準、ハードルが高いとか、そういった現実もあるようでございますし、そういったことも踏まえて、町のほうでは独自に壮年就農給付金、それから農業後継者給付金ですか、こういったこともそのすき間を縫うような形で整備されておる

というように承知しておりますけれども、是非この辺のやっぱり拡充ということ、地域独自の対応策ということで是非前向きに検討して欲しいというように思います。

そうした中で、そういったこともお願いをした中で、次の項目に移りますが、本町でも地域おこし協力隊を当初から積極的に活用されて、特にこの期間満了後にも定住率100%の、4人の方ですか、そういった実績もあるというふうにお伺いしておりますけれども、また彼らの中には、協力隊としての期間満了後、ここにやっぱり定住したいという希望も、ましては定住するための手段の一つとして農業、何らかの形の就農ということも希望者があるというふうに聞いておりますが、この方たちが先ほど出された幾つかの新規就農支援、そういったものを受けられるかどうか、これは私の勉強不足の点もあろうかと思いますが、そのことについて簡潔にお答えをいただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 地域おこし協力隊のメンバーが就農を希望した場合の支援策というのは、受けることは可能でございます。当然、就農前の研修から就農後の支援も受けられますので、希望がある場合は是非農林水産課まで相談にいただければというふうに思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 承知いたしました。この支援策については、平成27年度の実績の紹介の中でも、早くから区長文書の全戸配布であるとか町のホームページ、そういったことで広報の手段をとっておられるようですけれども、なお一層、やっぱり1対1の、口説きという表現をここで使っていいかどうか分かりませんが、やっぱり提案も含めて、できるだけ親身な対応でこの地域に定住あるいは新規就農者の増加、そういったところに今まで以上の取組を図って欲しいというように思います。

その中で、非常に時間がなくなっておりますけれども、新規就農支援の関係では最後の質問になりますけれども、繰り返しになりますけれども、2015年の農業就業人口が2,148人、仮に20歳で就農して75歳でリタイアするというライフサイクルを見てみますと、55年という数字になるわけですが、これで単純に2,148人を維持するとしたらどれぐらいかという数字をはじいてみますと、計算間違いがあるかも知れませんが、39名。そして1,493戸の経営体数で同じような考え方ではじいてみますと、27戸。27という数字をはじけますので、是非先ほどの20名という数字、増えておるということに安閑と

することなく、積極的な今以上の取組が必要であろうかというように思うわけでございますけれども、この新規、特にいろいろ課題はあると思いますが、育成確保上の課題、今現時点でどういったことがあるか、主立った点を紹介いただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいま議員がおっしゃられた人数なんかをお聞きしますと、実は現在、四万十町での年間新規就農者の育成確保目標が20名ということで、こちらのほうについてはまだ、さらに増やすような努力をやっぱり続けていかななくてはいけないというふうに考えておりますが、現状の取組につきましては、育成に関する支援策、こちらについては一定の手厚いメニューがやはり整備されているというふうには考えております。そのため、やはり課題としては人材の確保、こちらのほうが最大の問題点であるというふうに考えております。この課題の解決につきましては、なかなか速効性のある妙案はないわけなんですけど、いわゆる関係各課、企画や商工観光課、それから関係団体、高知県等との横の連携を一層密にしまして、情報共有を始め県内外への情報発信の強化、こちらのほうをもっと強める必要があるというふうに考えております。また、県の担い手育成センターがございますので、こちらの研修生への啓発、お誘い等も重要というふうには考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ここにはずっと一言で解決できるようなものはちょっと見出せない、それぞれ長谷部課長も頭を悩まし知恵を絞っておられるというように思うわけですが、特に人材確保、これは町長のほうも人材育成ということで産業部門のところでも言われておりますが、これは非常に大事なところですけども、なかなかおいそれと答えがでにくいという、長期スパンに立った課題の一つでもあるわけでございますし、またこの地域には非常にすぐれた農業経営を実践されておる数多くの専業専作農家の方もおいでますし、また法人の形態が今5か所ですか、5法人になっておると、農業法人ですか、その中でもやっぱり実績を積み重ねながら、やっぱり人手不足ということを背景に持ちながら事業展開を図っておられる法人も2経営体ほどあるんでないかというように思っておりますので、是非そういった方、またそして、窪川の場合には営農支援センター、平成17年にいち早く法人化しました。大豆なり飼料稲のことに重点を置いておるわけですが、やっぱり当初の目的から見たときには、この地域での一つの法人経営体としての受

け皿、そしてさらにこの地域で就農していくためのワンクッション、ツークッションと言いますか、そういった役割というのが今、もう一度見直されてくる時期にあるというように思いますので、是非そういったところでも今まで以上に連携を図りながら、やっぱり情報交換もしながら、取り組んでいってほしいというように思います。

そして、ここでもう一つ、前回、6月の一般質問でもちょっと課長からも回答していただきましたけれども、農林業センサスを2010年と15年ということで、年齢層で見たときに、人口推移を推定する見方としてコーホート変化率なるものがあるようでありますけれども、これはあっさり言いますと、5年前の5歳若い集団と現在の層を比べたときにどうなっておるか、基本的には5年前の年代層は5年たったらその層が基本的に動かないという前提の見方のようでございますけれども、これの数字で見たときに、2010年、30歳から34歳の方が31名、これが2015年の40歳から44歳で見ますと41名、10名増加しておると。それから、2010年には50歳から54歳が142名の方が、その5年後の数字として見たときに、2015年の55歳から59歳では159名ということで、17名の増加。そして、55歳から59歳の2010年の218名の方は、60歳から64歳という2015年の数字で見たときに64名の増加ということで、全体的には非常に大きい減少傾向がある中で、もっと細かく見ていけば、これは推定数字にはなりますけれども、地区外から、あるいは何らかの形で新規就農という選択をされた年代がそれぞれの層によって合計でいきますと91名、この5年間ですので、5で割りますと十何名ですか、19名近くですか、そういった方がおられると。これは全部、さっきの20名と掌握されておるかどうかという問題もありますし、こういったところにもより突っ込んで、やっぱりこの人たちへの手当、情報収集、そういったことも取り組む必要があるというように思いますので、是非そんな視点もよろしく願いを申し上げます。

時間配分が、ちょっと焦っておりますけれども、それでは、次の項目に移らせていただきます。次の項目につきましては、ふるさと納税制度、これを活用した農業振興という視点からでございます。

まず最初に、平成27年度の実績の数字の紹介のあれで、私たち議員は一定、この数字も資料としてお示しをいただいた経過がございますけれども、せっかくこの議会についてはケーブルテレビ等でも多数の方がご覧いただいているということもあるようでございますので、そういった点も視野に置きながらの質問でございます。

まず最初に、平成27年度のふるさと納税の実績数値、そして28年度の直近の実績数値、これを納税額として件数でお伺いをしたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、私のほうからふるさと納税の実績についてご説明いたします。

まず、平成27年度のふるさと納税の実績ですが、件数で4万2,214件、金額で7億8,743万2,212円となっております。また、平成28年度4月から8月末までの件数になりますが、件数で約2万1,000件、金額にしまして約3億1,000万円といった状況となっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 金額については、7億8,000万円余りということでございますし、平成27年の実績が件数では4万数千件と、8月末でもその約半分近くでの数字が、去年比実績として上がっておるということで、平成28年度の見込みを12億円ほどに設定されておるということもお伺いしておりますけれども、この中でいただいた資料でちょっと見てみますと、平成27年度、7億8,000万円余りのふるさと納税に対して、返礼品として支出された金額は手数料率から計算し直しますと3.2億円余り、これは送料とかを別個に、純然たる返礼品代ということで推定できるというように思うわけですが、この返礼品の中で、特に上位5品目と、分かればその5品目ごとの件数、そしてその返礼品目の生産者の数、こういった点が把握されておるのであればお伺いをしたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 昨年度のふるさと納税の返礼品、これの種目でいきますと、上位5品目といきますと、ウナギ、お菓子類、あと肉類、あとはアイスクリームといったものになります。今年度におきましてもやはり同じ物になっております。生産者の数です。は、それぞれウナギのほうは四万十ウナギ株式会社というふうに、お菓子についても1社でございますし、卵も1社、あと肉類につきましても基本的に、具体的に言いますと、こめ豚のしゃぶしゃぶセットということで1社というふうな形にはなっております。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

生産者数のところなんですけれども、まだ二年目の実績と、三年目に入っておるというようなところで、これからここをどうやって広げていくかというのが、一つの今直面して

いる課題の一つであろうというようにお聞きをさせていただいたわけですが、生産者の数というのも、やっぱりここは自分は非常に大事なところやというように思いますので、2万1,000件余りが8月の実績で出ておると。金額も3億円余りの納税額があるという中で、やっぱり生産しちゅう地域の方がどんな人数で関わっておるのかというのは、非常に大事な視点でないかなというように思いますので、是非そんな追っかけもひとつ進めていってほしいと思いますが、時間がないので、生産者総数という把握だけでも分かっておればお伺いしたいと思いますが。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 現在、返礼品のほうを提供していただいている会社とか個人等につきましては、全体で44社といいますか、個人も入れましての44人ということになっております。これについては、どんどん増やしていきたいとは考えております。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 理解をさせていただきました。ちょっと自分の想定と若干違った数字になってしまいましたのであれなんですけれども、ただ、この返礼品の中で畜産の肉、そして卵ですか、そういったところは一定、法人なり会社なりのところが参加しておられるようでございますけれども、今度から農林水産物、やっぱりこの地域は非常にたくさんの農林水産物があるよということを、ひとつやっぱり地域の特徴として、またその振興ということの一つの基本柱にしておるわけでございますので、そういった農林水産物の返礼品における状況、それについてちょっと、分かる範囲で結構です。お伺いをしたいわけなんですけれども、特に加工品もそうだと思いますけれども、生鮮品であるとか加工品とかでいくと、評価、クレーム、こういった点が声として届いておるのであれば、是非そのことにちょっと触れていただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 返礼品、実は生産者44人と言ったんですが、それぞれ金額に応じて返礼品ということもありまして、選択する種類でいえば200種類を超えているような数字に今なっております。その中で農林水産物なんですけど、当然本町を代表するお米、それと今言った肉、ただそれ以外にも野菜類、野菜のセットになっていますが、そういうもの、あと果実です。ナシとかブルーベリーとか、乾燥シイタケなんかもセットとして入っております。あと、ほかに言えばショウガ、ユリなども入っているという状況になっております。

あと、こういう農林水産物でありますとか加工品についての評価とかクレーム等というようなご質問でございますが、この生鮮品、加工品についてに限っての評価というのはなかなか難しいところもありまして、ただ全体的な部分で評価、実は寄附者からお礼のメールというのが来るケースがあります。お礼のメールというのは、返礼品を寄附者の方がもらって、特にもらってからのわざわざのお礼のメールになりますので、こちらとしては特に感動された方がくれているものと思っております。4月からの実績で83人の方が町に対してそういうようなメールをくれております。ただ、申込時の応援、四万十町の自然を例えば大事にしてくださいとかいうような、申込時に応援メールというのは、これは2割から3割の方がくれております。申込時はついだというでもありますので、2、3割の方が応援メールをくれておりますが、その後、返礼品を送った後に町に対して、もう普通なら特にコメントはないんですが、わざわざメールをくれた方が83名いるという状況です。

それと、あとクレームというか問い合わせ等になるんですが、商品が固くて食べられないといったことから量が少ないとか、あと冷凍品の場合、冷凍が溶けていたというような問い合わせが、少ない、0.2%程度になるんですが、4月からの実績で来ているという状況です。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。お礼のメールが83名から来ておるということをお聞きしまして、これは実数の最初の2万3,000件からいくと数字的には微々たるものでございますけれども、課長おっしゃられたように、非常に強い感動を受けたメールだということで、ここは非常に、これから先に展開する場合においてこのことは大事にしていかならんというように、私が申すまでもなく捉えられておるというように思いますし、また応援メールの2、3割、これがどういう内容で四万十町へのふるさと納税を決定されたのかという、そういった項目というのもやはり広く町民の方にもやっぱり伝えていく、これからの組み立てを考えるとときに大事な部分じゃないかなというように聞かせていただきました。

また、その中で一定、冷凍が溶けておった、アイスクリームが溶けておったとか、一定やっぱり、いい評価が大部分のようでございますけれども、発送上の問題であるとか荷づくり、製品の問題であるとか、そういったことも若干ではあるとはいえ評価、クレーム等があるということでございますので、そうしたら、それを先ほどの生産者の方にどうい

形で声をかけておるといふか、その評価、クレームを伝えておるかということの今の実態をお伺いしたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 町へ来ました問い合わせとかクレーム等につきましては、当然町から生産者のほうにその内容を伝えて状況を確認し、その原因によってそれぞれ対応しております。基本的な原因が必ずありまして、輸送の問題であったりするケースが多いんですが、そういうことでは町のほうから生産者のほうからその寄附者の方にはお断りをして、最終的には対応しているというふうな形になっております。あと、返礼品を評価してくれたメッセージとか、先ほども言いましたように応援メッセージにつきましては、生産者の方へは基本的にふるさとチョイス、町のほうが参加していますサイト、こちらに載っていますので、そういうところも見てくださいというふうには、生産者のほうへは伝えているという状況です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

数少ないとはいえ、こういったクレームあるいは評価にやっぱり機敏に対応していくという姿勢が更なる評価にやっぱりつながり波及していくという、非常に大事な起点やというように思いますので、是非その辺の位置付けにつきましては、今後どんどん製品拡大もしていけないかというように思いますし、しっかりした仕組みづくりを意識して、当然やっていただいておりますけれども、お願いをしたいというように思います。

次の質問に移りますけれども、私は結構、生鮮野菜、そういったものが数多く望まれておるんやないかと、実際としてあるんじゃないかというような推定をしておりましたので、若干質問の方向が違いますけれども、ただ、全国の返礼品の中での人気商品、それについて特に生鮮野菜とか農産物等の視点から情報をお持ちやと思いますので、ちょっとそんなところの紹介をいただけたらというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 全国の自治体の返礼品の中には様々なものがあります。ただ、その中で本町が参加しております、先ほども言いましたふるさとチョイスというサイト、ここが一番大きいわけなんです、ここで見ますと、順番にランク付けといふか、出ています。ちなみに8月を見たところ、8月でいいますと1位が、やはり種類でいえば果物類、2位が肉類、3位が雑貨日用品というジャンルになるんですが、4位のほうで米、

5位が魚介類という、このような状況になっております。ただ、返礼品の単品でいいですと、やはりトップ、上位のほうは肉、肉類が多いというような状況になっております。

あと、生鮮野菜とか果物が8月1位なんですが、当然野菜類も人気の種類には入っておりまして、寄附者から望まれているのはやはり地方を感じられるもの、あと新鮮なものという、そういうイメージで野菜類も人気がありますので、今後、本町も是非取り組んだらいいとはこちらは考えておりまして、ただ、野菜果樹類というのは全国どこも大体出しております。アイデアとちょっとしたPRの仕方で大きく差が出てくるので、今後大きな検討課題とはなるところではございます。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。生鮮野菜等については、今のところ大々的なところはないと、単価的にも1品がそんなに大きい単価には当然ならんというように思いますので、1品の部分ではなかなか難しいと。ただ、けど抱き合わせをすることによって、例えばウナギと抱き合わせた、米と抱き合わせた、肉と抱き合わせた、そういったことのアイデアでいけば、この地域は幾らでもアイテムが増えてくる可能性を持ちゅうというように思いますので、そういった視点から、この制度を活用して地産、全体のものとしては生産拡大を意識しておるわけですが、この拡大拡充を図っていく、このことへの考え方、そしてさらにそれを大きく広げて、この町独自の振興事業として地域の稼ぐ力にまで広げていける可能性をこの制度は持つておると、正にそこに早く取り組まないと、制度が終わったときに全て無になってしまう危険性も持ちゅうということも意識して、この点について手短に焦点だけを、胆だけをお答えいただきたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） そういう方向性、当然町も考えておりまして、まず今、実際に取り組んでいるのは、町のほうは今年度から生産者の方は必ず協議会、生産者の協議会に入っていて、その中の代表をつくりまして、そこでまずいろいろ考えて、組み合わせ商品という形で進めていきたいと考えている、今そういう形です。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず、町のふるさと納税額の目標金額が右肩上がりの状況でございますので、農業部門におきましてもしっかりと貢献していきたいというふうに考えております。ふるさと納税の返礼品につきましては、一定の供給量の確保が必要不可欠であるというふうに考えております。当然、限定商品としてスポット的にセールスす

る方法もありますが、やはり継続したニーズをつくり上げていくことが重要であるというふうに思います。

議員のおっしゃられる地域の稼ぐ力の強化は、個人の生産者の取組だけではなく、JAを始め生産者グループとの取組がポイントになるのではないかとこのように考えております。ただ、近年、農産物の生産量はニーズに対して不足している状況がございます。議員が冒頭におっしゃられましたように、本町の地産の生産量の増収、こちらを早急に取り組む必要があるというふうに考えております。また、このふるさと納税を活用し、町独自の振興策を展開するためには、企画課との連携を密にし、生産者の皆さんへの一層の参加の呼び掛けのほうにも努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。この地域にとっても新しい取組、お金を生産者も手元に入れながら、かつてNHKのテレビでも限界集落株式会社という非常に脚光を浴びたドラマがありましたけれども、地域ぐるみで新しい、やっぱり地域の稼ぐ力につなげていく可能性を持っておるとこのように思いますので、是非今、2人の課長から紹介をいただきました点をより計画に落とし込んでいただいて、実践に向けて取り組んでいってほしいというふうに強く思うところでございます。

時間がなくなってまいりましたけれども、もっともっと深くお聞きしたいところもあったわけですが、やはり野菜のところでいくと、JAの直売所、それから十和のおかみさん市、それから十和の道の駅、窪川のあぐり道の駅のところにも生産者がおられますので、やはりそういった方とこういった情報もつないでいただいて、より生産拡大につなげていく方策を練っていってほしいというふうに思います。

また、この件につきましては、今月の29、30日に、新聞にも出ていましたけれども9月2日付の高新で、ふるさと納税を地域づくりにどう生かすかと考えるふるさと納税中国・四国サミットが奈半利町で開催されるということで、紹介をされておりました。これも全国の、今回は中・四国のようですが、担当者等が一堂に会して、今言ったこの制度を活用して地域おこしをどうするかを考える機会のようにございますので、是非直接的な企画の担当者だけでなく、農林水産課の方、そして商工観光課の方も含めてこれに参加していただいて、先進情報に学び地域に広げていくことを期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（下元昇君） これで3番古谷幹夫君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。午後は1時から開会をいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番岩井優之介君の一般質問を許可します。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

私の一般質問は、ご承知のように国民健康保険の運営が2018年度より市町村から都道府県に変わります。今、国保の運営方針について市町村と県が今年協議して決めることになっております。県と協議する上で、どういう基本姿勢で臨むかという点と、国保などの滞納処分の差押問題の二つの項目で質問いたします。

まず初めに、都道府県化へ向けた国保運営方針の協議の基本姿勢を問うということで、2018年度から国保の都道府県化という国保制度の大きな転換を迎えます。国保税徴収給付や健診などの実務は従来どおり市町村、四万十町ですが、高知県が財政を担うことになります。4月28日には都道府県国民健康保険運営方針策定要領、通称ガイドラインが公表されました。内容は、2017年度中に国保運営方針を県と市町村が協議の上で策定するスケジュールや保険料決定のための考え、手順などが示されております。このガイドラインは技術的助言であり、法的な強制力はあるものではありません。運営方針の策定は県と市町村が協議して決めるものですが、策定に当たっての四万十町の基本姿勢をお伺いするものです。運営方針の策定に当たっての国のガイドラインは、国保の加入者は無職、低所得者が多く加入し、病気で失業するなど、また高齢者が多く給付金が多いために、ほかの保険より保険料は極めて重いという国保の構造的問題について一切触れておりません。ガイドラインはこの観点を避けており、運営方針の協議の中では国保の構造的問題をしっかり書き込むよう訴えるべきだと考えております。県も6月議会の中でそういう認識を示しているようですので、四万十町としてもそういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。基本的な考えをお聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えします。

まず最初に、議員から一般質問をいただきました国民健康保険事業の都道府県化につきましては、四万十町にとっても大変重要な事項でございます。現在、県下の各市町等で構成されます高知縣市町村国民健康保険事業運営検討協議会等で協議がされているところですが、現状、また基本的なところ、部分が一定分かった時点で、年度内には議員の皆様方には全員協議会等で報告をさせていただきたいというふうに考えていたところでございます。

まず、一点目のご質問をいただきました国保の構造的問題の認識についてでございますが、お話をいただきました都道府県国民健康保険運営方針策定要領、通称ガイドライン、この中でも一定触れている部分もございますが、先ほど申しました市町等で構成される運営の協議会の中でも、高知県下の国保の構造的な課題としまして、年齢が高く医療水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いことなどを課題としまして、しっかり認識した上で協議を進めているところでございます。そして、その取りまとめを、高知県国民健康保険運営方針として取りまとめを最終的に行いますので、この中でも示していくということになるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。是非、国保の構造的問題について運営方針の策定の目的の中でしっかり書き込んでいただくように助言をお願いしたいと思います。

次に、ガイドラインの財政収支の改善に関わる基本的な考え方では、現在、市町村が赤字を回避するためやむを得ず実施しております法定外繰り入れに言及し、これを解消または削減すべき対象と述べています。しかし、政府の国保への財源措置は、今後の分も含めて3,400億円と言われております。しかし、全国の2013年度の法定外繰入合計は3,900億円よりも少なく、法定外繰入をとめれば保険料は低減どころか今より高騰します。国が財政措置を強化したのに、従前の市町村一般会計からの法定繰入を解消・削減し国保加入の負担が増加するような対応は大変不適切だと思いますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、市町村の行う法定外繰入についてガイドラインのほうでも言及し

ておるところです。これにつきましては、国保財政を安定的に運営していくというためには国民健康保険が一般会計、年度単位で行う短期保険ということであることから、原則として必要な支出分につきましては被保険者の保険料や国庫負担金などで賄う、それによって収支が均衡していることということが一番基本的には重要であるというふうな考え方からです。しかし、平成30年度からすぐにこの市町村が行う法定外繰入を解消・削減することではなくて、収納率の向上、また医療費の適正化の組み合わせ、それらを合わせて保険料の適正な設定等によって計画的、段階的な解消が図られるよう、市町村の実態を踏まえて取組を定めることというふうにされております。

また、高知県では納付金の算定方法の設定による激減緩和の措置として、高知県からの繰入金により市町村ごとの状況に応じましてきめ細やかに激減緩和措置をとるというような、そういう仕組みを可能となるように検討もされておるところでございます。

四万十町としましては、こういう状況や被保険者への影響などを勘案しまして、法定外繰入のあり方、それをこれから検討していくことになるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございました。

ガイドラインでは、統一保険料率に踏み込んでおります。2月2日に開催されました厚労省の市町村職員を対象とするセミナーで報告に立った国保課課長補佐は、医療費格差が大きい場合は、原則として医療水準に応じた保険料率にならざるを得ないと思っている、ただし、将来的には地域の事情を踏まえつつ都道府県で一本化した保険料を目指すことになるかと述べています。高知県では中央圏に医療機関が集中しており、一人当たりの医療給付の実績では、市町村間に大きな隔たりがあります。一本化した保険料率は県内の実態に合っておらず、県も6月議会で市町村ごとに設定することは原則だと言っております。国に対して強制すべきではないという認識を持ってこの協議に臨んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、現在、高知県下それぞれの市町村の国保の医療費、また給付額、国保保険料等は一定でございません。その実情から、現在検討されております運営協議会では、保険料水準の統一については当面実施しない方向で、市町村ごとの標準保険料率が

県のほうから示されてくるというふうになります。保険料の平準化は将来的には必要な課題であり、全てではなくてもどの程度平準するかなどを含めまして今後検討、市町村で協議、検討することになるというふうに考えます。

また、ガイドラインにおきましても、都道府県が算定する各市町村の標準保険料の算定方式、例えば所得割、均等割、世帯割を用いるなど、そういうところは一律にするものの、保険料率につきましては市町村ごとに設定することを基本とする、また地域の実情に応じて都道府県ごとに保険料を一本化することも可能というような表現になっておるところでございますが、各市町村にとりまして影響の多いこの部分につきましては、詳細な検討、そして十分な協議を今後行うべき事項というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 基本的には市町村ごとに設定するというのが基本で、国もそういうふうな観点は一応持っておりますので、大変曖昧な表現がされております。ただ、将来的にはそういう方向を見定めちゅうということは、この全体の文章の中で読み取れると思います。ある団体で、社保協ですけれども、保険料が統一であれば市町村のサービス、つまり減免や保険証の取扱いなど様々な独自実務を統一すべきだという声が必ず起きると言われております。あくまでもガイドラインは技術的基準であり、法定外繰入禁止は法的にはできない、運営に盛り込ませないことが肝要だと私は思っております。そういう観点でよろしく願いいたします。

さて、次に移ります。国保の広域化の真の目的は、医療介護総合確保推進法により都道府県に医療給付体制の適正化を求めた地域医療構想と一体で、医療費抑制を進めることにあると言われております。それは、国保財政に2017年から措置させる1,700億円のうち、700から800億円は。ちょっと飛びました。ごめんなさい。

○副議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後 1 時14分 休憩

午後 1 時14分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 国保財政に2017年度から措置される1,700億円のうち、700から800億円は医療費削減に努力した自治体に優先配分される内容となっていることから推察

されます。県はこれまで県議会で、医療費が必要な人が必要な医療サービスが受けられない事態はあってはならないとこれまで述べています。県との協議に臨む場合、医療から排除される人はつくらないという観点が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えします。

議員からは前段で広域化につきましては医療費の抑制にあるというお話もいただきましたが、今回の国保事業の都道府県化につきましては、例として四万十町の平成26年度の状況に置き換えますと、国保世帯が3,527世帯、被保険者が5,827人であるものが、県下全域という形になりますと、約12万4,000世帯、被保険者数でいいますと20万2,000人となります。また、市町村がこれまで実施してきました国・県に対する調整交付金等の申請事務等の簡素化、そういうところにもつながってくるというふうに考えられます。これらからも、高知県が財政運営の責任主体となることで安定的な財政運営や効率的な事務の確保が図られまして、国保運営や制度の安定化を目指す、そのことを主眼として取組を進めているところでございます。そして、そういうところから医療から排除される人はつくらないということをいただきましたが、そういう視点、誰でも安心して医療を受けられる制度としていきたいというふうに考えているところです。

また、後半いただきました医療費の抑制ということにつきましても重要な部分であると思います。特定健診の受診率の向上対策、ジェネリック医薬品の普及促進などには、医療費を抑制する取組につきましても経費は掛かってくるわけです。その努力をしたことに対して、財政の支援でありますとか配分は必要なことではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございました。

このテーマはしっかりと認識しまして、市町村ともこの考えを共有しながら誰もが安心して必要な医療を受けられるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、県との運営方針の協議の中で、地方単独事業に対する調整交付金、いわゆるペナルティーの問題です。の減額をどう分担するのか、分担は県にも応分の負担を求めるべきではないかという質問でございます。これまで県制度分も含めて国保の国庫負担等の減額は全て市町村が負担してきました。現在、子どもの医療費のペナルティーについては政

府でも議論していますけれども、県全体でペナルティー分は約4億円、内訳は重度障がい者分が4分の3、子どもの医療費とひとり親の医療費が8分の1ずつ、子どもの医療費助成分のペナルティーがなくなっても依然大きな負担分の減額が存在します。これは重度障がい者4分の3、あるいはひとり親家庭の医療費が残るためでございます。この減額部分について、県も事業主体となりますので応分の負担を求めるべきではないでしょうか。お答え願います。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員からはペナルティーによる国庫負担額の減額の部分ということでご質問がありました。議員からも説明がありましたが、現在、本町では乳幼児医療費、ひとり親医療費、重度身体障がい者・児医療費の助成を行っております。この助成制度では小中学生の医療費の無料化など、町単独予算で助成しているものがありまして、国としましてはその実施によって医療機関に受診する患者数が増える、波及増があるというふうに解釈しています。また、実施していない市町村との公平を保つために、国庫負担金の一定額の減額調整をする仕組みというふうになっております。この国庫負担金の減額部分を、県にも応分の負担を求めるべきではないかというご質問でございましたが、現行では県からは、乳幼児医療費であれば高知県乳幼児医療費補助金として、それぞれ助成事業の補助金を受けております。この中に一定の減額補填部分が見込まれているというところでございます。また、議員からも説明がありましたが、子どもの医療費負担に係る減額措置の見直しが現在、国の社会保障審議会で議論がされておりますし、重度障害児・者の医療費助成の減額措置の見直しにつきましても、基礎自治体から国に対して要望がされております。現在、これらの状況を注視しているというところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 県のほうも、このペナルティーの部分については早急に、引き続き全国知事会を通じて国に強く廃止を求めてまいりたいというふうにおっしゃってございました。そういう観点で、ひとつ対応していただきたいと思います。

こういう形で、本町にとっての様々な単独事業に対して、俗に言うペナルティーですね。交付税の調整金額といいますか、国庫負担の減額についての総額は現在どれぐらいになっているか、分かりますでしょうか。単年度でひとつ、分かっておりましたらお答え願

いたいと思います。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えします。

先ほどの各医療費、補助金等で一定の補填があるというふうにお答えしましたが、町単独事業に係る国庫負担金減額調整の影響額ということでご報告させていただきますと、平成27年度分で調整交付金また医療給付金等負担金の総額は1,188万1,697円というふうになっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 約1,000万円ちょっとあります。大変な金額でございます。

次に移ります。本来、国が行うべき施策を町が負担し、その行為に対してペナルティーを科すことはあってはならないと私は考えております。これは、国はこれまでの助成事業をしない自治体とのバランスという考え方を持っておられると思います。しかし、全国知事会では、こうした地方単独事業は本来であれば国が全国的・統一的に行うべき子育て、少子化対策や重度身障者、障がい者への支援策を肩がわりするものであり、これに対して減額措置は地方の単独施策の実施を制限すると共に、地方の努力に反し地方のみに責任を負わせるものであることから、廃止するよう国に求めています。この問題を町長はどう捉えているのでしょうか。地方団体の連携で廃止の声を上げていくべきだと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

議員のご指摘のとおり、本来こういった制度については、国の一律の中で、地方の子育て支援とか、そういったものを逆に応援すべきではないかというふうに私も考えておるところでございます。私はということでございますけれども、今、この国庫負担の減額調整措置の廃止については、せんだって平成27年11月に全国知事会、そして全国市長会、高知県町村会の母体になります全国町村会、この三者の連名で廃止に向けての要望書を提出しておるところです。ただ、まだ、いまだにそういった動きは見えておりませんので、今後こういった、今、地方創生の中でとりわけ子育て支援、高齢者福祉、様々な基本的な医療問題がございますので、今後もこういった動きに注視をしながら、またそれぞれの会議の中でも声を上げていきたいと思っておりますし、なお、また近々の町村会の会議でも、ちょっと

そういった動きを、ちょっと私なりに確認してみたいと思いますので、今後そういった方向で、こういった減額措置の廃止に向けてはしっかり声を上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 町長から心強い答弁をいただきました。ありがとうございました。

次に、国保の目的は社会保障であり、国は運営が健全に行われるよう努めなければならないとうたっております。これは国保法でそのようにうたっております。目的と国の責務について、国民健康保険法第1条と第4条でうたわれております。以前にもお尋ねいたしましたけれども、多くの住民の方々がケーブルを聞いておりますので、改めて国保の目的と国の責務についてお尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員の提案のとおり、国民健康保険は国民皆保険のもと、医療保険におけます最後の社会保障であるというふうに認識しております。また、誰もが安心して受けることができる医療制度であるという認識もありますので、これからもそういう形で安定的な運営や財政努力等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） ありがとうございました。

先ほどおっしゃったように、1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的と定め、第4条では、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならないと国の責務を明確に定めております。そういう観点で、これからもこの問題について対応していただきたいと思います。

次に、大きなテーマの一つであります国民健康保険料などの滞納処分、差押えについて質問をいたします。命を守るべき国民健康保険で財産が奪われ、生活が困窮する事態が全国的に頻発しています。滞納保険料に対する差押えの実態はつかみにくい問題であると言われております。ネットでは、大学を出るも非正規で働き、ぜいたくをしているわけではな

いが国保料が払えない、税金滞納で通帳を記帳したら給与のほぼ全額が差し押さえられていた、税を滞納したら育児手当が毎回差し押さえられている、滞納しているので自分が悪いのだけど役所から何の文書も来ていないのという声がネットにあふれております。これは、ある大阪の社保協の報告文の一節でございます。

それでは、質問いたします。国税徴収法等では、滞納に対して滞納処分を行わなければならないとうたわれております。また、47条では督促を受け滞納者が督促に応じず完納しない場合は、その財産を差し押さえなければならないとうたわれております。しかし、滞納者の最低生活の維持を図る必要があることから、本来、差押えには厳密なルールがあります。差押えと制限についてどのような認識でしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 国税徴収法等による税の滞納に対する滞納処分と、これに伴う差押えの禁止財産と制限の認識についてのご質問でございます。

国税徴収法と、これを準用する地方税法においては、督促を送付して10日を過ぎても完納しないときは、市町村の徴税吏員は当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき滞納者の財産を差し押さえなければならないとされております。税の徴収に当たっては国税徴収法142条により、履行されない債権を債権者自らが強制手段をもって実現させる自力執行権があります。財産調査の一環として、徴収職員による搜索の権限も認めております。強制的に裁判所の令状なしに搜索し、差押えができることになっております。議員御存じのように、財産の差押えは無条件にできるわけではありません。滞納者や第三者を保護するための規定、差押え禁止また制限がございます。差押禁止財産には国税徴収法の第75条から78条によりまして、主なものですけれども、最低限の生活を維持するのに必要な衣類、寝具、家具、台所用品、畳及び建具、また滞納者及びその者の生計を一にする親族の生活に必要な3日間の食料及び燃料、そのほか数項目の差押禁止財産があります。また、給与、年金につきましても、納税者の生計費等を考慮して差押えが可能な範囲が設けられているところでございます。細かいことは申し上げませんが、制限が設けられております。ほかの法令では生活保護費、それから児童手当などの公的な保護、給付費等として支給された金品は差し押さえることはできないことになっております。

滞納整理は主として国税徴収法や国税通則法を適用しておりますけれども、これらの法律は強権部分もありますけれども、実情のあるものについては換価の猶予、それから滞納処分の停止、納税の猶予などの納税の緩和措置を適用するように設計されております。滞

納整理は法に基づいて執行されます。事務処理もされなければなりません。税務課では法令を遵守し、滞納は納税者の責任によるもの、納期内に納税をしている大多数の納税者との公平性を踏まえ、強い使命感を持って滞納税に取り組むことを基本に徴収を行っております。納付困難な事情があると認められたときの場合は、個々の実情に即応した厳正、的確な滞納整理を行い、不十分な調査による安易な処分が行われることのないように配慮をしておるところでございます。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 大変詳しく説明していただきました。ただ、大変多岐にわたっておりまして、各といたしますか、担当が全部、十分承知していないということで、現実的にはいろいろな問題が起きております。けれども、逐一それぞれが精通しているわけではないですけれども、こういう、次の件を質問するんですけれども、いろいろなこと、裁判を起こさない限りなかなか分からない問題がたくさんあるわけです。私の友人で、これは隣町なんですけれども差し押さえられました。彼は自営業をやっておりまして、観光事業をやっておりまして、町の委託業みたいなことをやっております。しかし、その大事なパソコンといたしますか、パソコンも差し押さえられまして、それから扇風機、それから奥さんの品物と思われる物も差し押さえられて、これは女房の物じゃないですかと言ったら、それは証明できますかというような非常に乾いた言動で、ショックを受けたと言っております。パソコンについては仕事に差し支えるということで、後で気がついて返してくれたということです。そういうケースがありますので、非常にこれについては厳密に対応していただきたいと思います。

次に、この問題に関連しますけれども、鳥取県の児童手当差押えに対して、鳥取地裁、また続いて広島高裁で違法と断定し、上告をせずに司法の判断が確定したのがあります。県に対して返還を命じた判決を下しました。児童手当は預金債権となった後も差押禁止債権としての性格を引き継いでいるという考え方でございます。入金日に振込額しかなかった事実より判定したものでございます。鳥取県が上告した広島高裁でも違法と断定し、鳥取県は上告せずに、こういう形で判断が確定されたわけですが、今後、違法な差押えを行えば国家賠償責任上も違法となることも示したものとと言えます。これに対して四万十町としてどのような認識をされているのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 鳥取県の児童手当差押事件の判決についての認識の質問でござ

ざいます。詳細については私も、この事件の内容についてはここでは述べないと思っておりますけれども、本件については差押を禁止されている児童手当の差押事件であります。差押債権と預金債権の関連でございます。

議員申されましたように、差押禁止債権も一旦預金口座に振り込まれれば、ほかの預金債権と区別がつかなくなる、そういうことから差押禁止債権が預金口座に振り込まれたことによって生じる預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継しないというふうにされております。差し押さえが禁止される児童手当であっても、それが一旦銀行口座に振り込まれた場合には、原則としてその金額の差押えが許されると解されるのが相当であるとされております。しかし、本事件においては、処分行政市町における児童手当が口座に振り込まれる日であることを認識した上で、児童手当が口座に振り込まれた9分後に児童手当によって大部分が構成されている預金債権を差し押さえたという事例であります。本差押処分は実質的には、先ほどから申しましたように児童手当を受ける権利自体を差し押さえたものと変わりがないと認められることから、議員申されましたように、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法と判断をされ、児童額相当額の返還を求めた判決でありました。違法だとする高裁の判決については理解をしておるところでございます。

今後の本町の滞納整理の取組について、再度法令の遵守を徹底しまして、財産調査とか滞納者の個々の実情をよく調査した上で、なお一層慎重な対応をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 分かりました。ありがとうございました。

ちなみに、裁判に当たった裁判官は、児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当の趣旨、児童手当法第1条に反する事態を解消されず、正義に反するものだと言わざるを得ないと述べております。先ほど課長がおっしゃったように、経過については、当事者の預金通帳には2か月半、残金が73円のみでした。そして、2008年6月11日9時に13万円が振り込まれまして、13万73円が差し押さえられたと、9分後に押さえられたということでございます。奥さんは病気で働けない、事業は不況で非常に低迷している、子どもは5人でした。保育園児、小学生2人、中学生1人、高校生1人。この13万円を滞納しております給食代その他に充てるということで段取りしとったんですけれども、引かれて、ATMへ行きましたら一切ゼロということ

になっておりまして、県当局に、担当者に電話したら、給食代や国保徴収金を払わなければならないので返してほしいと訴えましたけれども、担当者は一旦差し押さえられたものは返還できないと繰り返すのみだったそうです。けれども、これはこういうことで裁判に訴えたから、こういう形で決着がついたんですけれども、もし裁判を訴えるという、そういう強い意思がなければ、このまま事が推移していくわけで、大変慎重な対応をしていただきたいと思います。

これは、私の友人からの話ですけれども、近隣の町村、高岡郡下の町村ですけれども、同じような事件がありまして、私の友人、元銀行マンですけれども、相談者と対応して、相談者の話を聞いて課長と話し合ったんですけれども、友人もこの鳥取事件を知ってありました。しかし、課長から私の友人に対して、預金債権のことは御存じですよと、通帳に入れば預金債権ですよ、差押えができますよと鼻高々と言ったそうです。私の友人はもう、その経過を全部知ってありましたので、大変腹が立ったんですけれども、ぐっとこらえて対応したそうです。先ほど言ったように、やっぱり裁判をしなければこういう結論が出ないということを関係者は是非ともくんでいただきたいと思います。

一般論ですけれども、最近振り込みが当たり前のことですけれども、本来、例えば給料は現金で支払わなければなりませんよね。今でも労働基準法の22条2項で賃金は通貨で直接労働者に支払わなければならないと生きております。しかし、世の中の便利さといひますか、風潮が変わりまして、経営者の都合もありまして、このような形でどんどん形が変わってきたんですけれども、以前現金でやりとりしゅう時代はこういうことが起こらなかったというふうに私は思っております。そういうことも踏まえて、こういう問題が起きているということを是非頭の中に置いていただきたいと思います。

鳥取県ではその事件がありまして、その後、滞納マニュアルを改定しております。これについては御存じでしょうか。平成26年4月1日、鳥取県県税滞納時の徴収事務処理を記した滞納整理マニュアルを改定しています。これは平成25年11月27日、広島高裁で預金口座に振り込まれた児童手当を差し押さえた処分は違法と判断されたものを受けての改定です。内容は御存じでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 鳥取県の対応マニュアルの改定でございますけれども、判決を受けまして、差押債権と預金債権の区別、処理方法を明確にしたものでございます。五点ほどありますけれども、一点、月に3回から5回以上の入出金を繰り返す口座は生活口

座と認定する。それから二つ目に、預金差押え時に3か月分の取引履歴を確認する。三つ目に、差し押さえた預金差押え禁止財産を含む場合は、その金額は控除して差し押さえる。それから四つ目に、差押え後に申し出があり、差押え禁止債権と確認できた場合は差押えを解除、取り消す。五つ目に、マニュアルを市町村と共有するという内容のようです。

本町におきましては、滞納者に対する四万十町税務課内内部基準を定めております。職員の姿勢、あるべき基本姿勢を明確にして、滞納した人との交渉の対応をしておるところでございます。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

その後、鳥取県はそのような滞納マニュアルを改定しております。是非とも四万十町あるいは須崎の債権機構も、そういう観点で臨んでいただきたいなと思っております。

ところで、四万十町の国保差押えについての状況はどんなものでしょうか。高知県では2009年から2014年まで差押件数が大変高くなっておりまして、5年の間に2.87倍に伸びております。高知県全体では22.1%の差し押さえ率でございます。これは差押件数を滞納者数で割ったものでございます。滞納者数が分母で差押数が分子でございます。高知県では22.1%の差し押さえ率でございます。全国で三番目の高さになっております。県と高知市では急増したといえ、差し押さえ率は僅か2%でございます。市町村によっては大変アンバランスがありまして、非常に高いところもあります。

しかし、前述申したように、差押えに対しては大変厳密なルールがありまして、徹底が必要かと思えます。差し押さえ率、そういう厳密なルールを徹底しているところでは、これはそれなりに抑えられているということですが、四万十町の国保差押状況についてお尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 今、議員申されました数字につきましては、ちょっと詳細に把握はしておりませんが、私が平成27年度の当町の差押件数について調べてみました。租税債権管理機構のものを除くものでございますけれども、差押件数が230件あります。そのうち国保税の差押件数83件で、国保税に充当した金額は295万6,896円となっております。国保税滞納世帯数は228件であります。平成26年度の285件と比べると減少しております。滞納率は国保被保険者総数に対する滞納者の被保険者数の割合ですが、平成26年度が8%、平成27年度が6%というふうになっております。滞納世帯数に対する差

し押さえ率は36.4%になっておりまして、差押件数、それから差し押さえ率は増加した結果となっております。

国民健康保険において、収納率の向上はその保険運営上、極めて重要であるというふうに思っております。差し押さえ率が増加した背景としては、滞納の早期解消のための、議員申される滞納処分に力を入れたことが掲げられます。それからまた、やはり納税意識の希薄さによる滞納が減少していないことだと思っております。

徴収率ですけれども、ある意味では適正な公平な徴収事務が達成されているかどうかを示す一つの指標であると考えれば、交付税も含めた自主財源の確保という観点から見ても、適正で公平な徴収事務を実現するための取組は大変重要であるというふうに思っております。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 四万十町は比較的差し押さえ率が高いほうではないかと思っております。しかし、ほかの香美市、香南市、いの町なんかと比べると少ないですけれども、非常に高知県の中を見ても、市町村によってアンバランスが極端にあります。先ほど言った高知市なんかでは2%。確かに滞納者数は高知は多いんですけれども2%だと。よくネットに地方自治体の問題について投稿しております、土佐のまつりごとというネーミングで投稿しております岡田氏に電話で尋ねましたら、どうしてこういうアンバランスがあるのかと聞きましたら、それは担当者が絶えずそれぞれの住民とよく接触しているからではないかというふうに分析しておりました。是非とも、そういう問題点があるということで、そういう接触することが大事なことではないかと思っております。その点について、次の質問をしたいと思います。

滞納を住民生活の実態のあらわれだと、課題の提供者だと捉えるべきではないかという説も申しております。是非、公共料金の滞納している世帯をどう捉えるかが重要ではないでしょうか。今、行政は子どもや高齢者への虐待や自殺防止、多重債務などの消費者行政、生活困窮自立支援など、様々な課題を抱え、住民の福祉向上を目指し努力している最中だと思います。そういう視点から見れば、滞納がある世帯というのは経済的困窮を背景に様々な課題が潜んでいて、課題を提供してくれていると捉えて積極的に介入していくきっかけにすべきではないでしょうか。

例えば、就学援助制度が活用されているか、介護認定を受けている方であれば障がい者控除が受けられる可能性があるとか、利用できる様々な制度につなげていくことが大事で

はないでしょうか。そういう視点で捉えていくということに対して、日常どういうふうに対応されているのか、お尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 議員申されますように、これまでの福祉制度につきましては大変、各種制度において福祉サービスについては実績を上げているというところでございますけれども、税務課では課税段階で収入や資産に応じた法令に基づく公平な課税を行っております。支払いの難しい方は納付期限までに相談に訪れ、減免制度や支払い方法の協議を行う方がいられる中で、納付期限を過ぎ督促状や催告状を送付しても連絡のない方が多数いるのも事実でございます。滞納者の実態につきましては、複合的な課題を抱える場合など、様々な要因があると思います。相談の内容によっては関係部署と連携しながら各種福祉制度、支援機関につなげたり、多重債務者などについては法律事務所、法テラス等の紹介を行い、また税法第15条の7、滞納処分をすることができない財産があるとき、それから滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどの滞納処分の停止の要件に該当する事例があると認めるときなどは、担税能力のない場合は速やかに滞納処分の停止をいたします。

先ほど議員も申されましたけれども、私もしまんと町社会福祉協議会が実施している四万十町生活困窮者支援ネットワーク会議に税務課長として参加をしております。関係機関と連携、情報の共有をしているところでございます。

○副議長（下元昇君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

滞納によって差し押さえられた方に対する生活再建のアドバイスはあるかという設問をしております。滞納によって差し押さえられた方は、借金を抱えているとか受けられるはずの支援を受けずにいるとか、様々な生活困窮の原因が存在しております。生活困窮者支援法を生かす生活再建のアドバイスなどについて、やるべきじゃないでしょうか。今までの対応についてお尋ねいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 税務運営の基本的な考え方としまして、税法を適正に執行して租税収入を円滑に確保することにあるというふうに思っております。納税者全てがこのような租税の意義を認識しておられまして、自主的に納税義務を遂行することが必要であるというふうに思っております。そのためには、税務担当が納税者を援助して指導するこ

とも必要であろうかというふうに思っております。

差押えにつきましては、滞納されている方に対する処分の最終的な段階であります。あくまでも自主的に納付されることをお願いする、そのために督促状を発送した後も文書などによって納付を促しておるところでございます。

滞納処分に至るケースは、特別な事情もなく督促や催告に応じない者や、分納不履行者が主であります。納付できないとき、特別な事情がある場合には相談をいただきまして、生活実態、今後の納付計画を確認、また相談の内容によっては関係部署と連携しながら、先ほども言いましたけれども各種福祉制度につなげたり、多重債務については法テラスを紹介するなどの対応となろうかというふうに思っております。

税務課として差押え後の特別なアドバイスは行っておりませんが、先ほど言いました生活困窮支援ネットワーク会議の一員でありますので、内容によっては事業に、支援に結びつくように関係機関と連携、情報の共有をこれからもしていきたいというふうに思っています。

○副議長（下元昇君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 関係者は日々大変努力されているというふうに私は思っております。ただ、今までいろいろとそういう問題があるときに、督促状、きちっと送ったということで、それで処理をとといいますか手を打ったという気持ちがあるかと思いますが、大概郵便箱の底にたまっております。そういう方は見たくないといいますか、人情的によく分かります。よく家庭訪問したときに郵便箱をのぞいたら、町から来ちゅう督促状が大分たまっちゅうなというのがよく分かります。そういうふうな、担当者は手を打ったつもりでおるけれども届いていないというケースが多分あります。ですから、これはあんまり強制はできませんけれども、俗に言う先進的なところは訪ねていくんですね、ずっと。以前も言ったんですけれども、ある資格証明書が非常に少ない県というのは、その市の場合は部長が直接問題あるところ、家庭をずっと回って、特別な事情がないかというのを把握して、それに対してきちっと正しいといいますか判定といいますか、しかるべき手を打って差し伸べるという、救済するという姿勢で対応して、非常に数字的に低い、そういうふうなことが往々としてありますので、今後とも四万十町としてはそういう弱者に優しいといいますか、そういう対応を是非とも研究していただきたいというふうに思います。

まだ少し時間がありますけれども、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

した。

○副議長（下元昇君） これで7番岩井優之介君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。2時15分まで休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀本伸一君の一般質問を許可します。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきたいというふうに思います。今回については特に簡単な内容2件でありますので、答弁をいただけたら早く終われるというふうに思います。

河川監視カメラの設置についてということで通告しておるわけですが、最近、非常に気象状況が想像外といいますか想定外といいますか、そういったような状況の中で、本当に日本全土におかれてあらゆる被害が生じております。そういった状況の中で、一点目の質問を進めていきたいというふうに思います。

河川監視カメラは、四万十川の増水状況を確認して早目にその対応をとることにより下流域の増水による災害を防止する役割であるというふうに書いております。現在、四万十川の河川監視カメラは何か所設置をされて、それに対する費用が総額幾らかということで通告をしておるわけですが、この河川カメラの役割といいますか、そのことを簡単に触れたわけですが、非常に流域の町民にとってはこのカメラが果たす役割は大きいというふうに判断をしておるところであります。

それから、また想像外の水の増水の状況を知ること、早目に、あるいは床下浸水、床上浸水の状況があります。そういった人も、その状況を見ながら早目の対応ができるというようなことは、今までの経験上の私の判断でもあるわけです。そういったことで、非常にカメラの数も増えておるなというふうに思うわけですが、これはテレビそのものを見れば分かるわけですが、非常にカメラの映像が切り換えが速いということもありまして、お年寄りなんかは非常に分からないということもありますので、改めてその設置箇所は何か所あるのか、そしてそのことに対する建設費用は総額で幾らになるのかを、まずお尋ねしたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 河川監視カメラ設置状況等について説明させていただきます。

河川等の監視カメラは現在17か所設置しております。そのうち、四万十川関係、河川関係につきましては12か所の設置となっております。工事費につきましては、平成20年度にケーブルテレビ屋外放送の設置と併せて整備を行っていますが、河川等監視カメラの整備費用は興津・志和海岸部の部分も入れまして13か所で約2,300万円となっております。

その後、21年度に興津地区に1か所増設しております。そして昨年度、14か所のカメラなどの更新と、それから東又川、吉見川、四万十緑林公園の展望台の3か所に新しく新設を行っておりますが、その整備費用につきましては約1,340万円という状況になっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 分かりました。総額にすればなかなか工事費は張っておるというふうにも思うわけですが、当初、十和がそうしたカメラの設置を行ってきたときには、総務省のほうの一定の補助があったかなと。あとは過疎債等を充当しながら対応してきたというふうに思っておりますが、現在ではその財源については一般財源を充当しておるというふうに判断をしておりますが、その点については間違いないでしょうか。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 昨年度、更新、新設を行った分については一般財源で行っております。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） そういった状況の中で、財源の確認をしたということは、これはまだ四万十川流域についても、まだ設置箇所が欲しいというような声もあります。しかし、これは水の状況を見るということだけでの設置の目的ということについては少し問題はありはしないかなというふうに捉えています。ですから、しっかりとその役割、その目的、役割がしっかりと明確にならんなかなか、欲しいところへ是非ともということに対応ができる中身ではないかなというふうに私は認識をしております。ですから、その言葉を返せば、必要などころにはどうしても必要であるという考えです。

ですから、そういった感覚を持って2番の問題に入るわけですが、防災対策とは少し離れるかもしれないが、茅吹手地区の沈下橋は日常の生活道でもあり、国道381号線

が通行止めになった場合の重要な迂回路線でもあると。増水時に沈下橋が一望できる監視カメラの設置を求めるが見解を示せというふうに通告をしております。この茅吹手の沈下橋というのは、6月でしたか、国道381号線が崩壊して通行止めになったと。6月24日ごろであったというふうに思うわけですが、そのときに茅吹手の沈下橋を通っての迂回路ということであって、それから迂回路の距離がものすごく長いということがありますので、非常に混雑して、しかしその長い迂回路の路線の中に余計な避難場所はないと、少ないという状況の中で大混雑になってきた経過があります。

ですから、そういうことも踏まえて、この四万十川の水の状況というのは、流域で四万十川がすぐに近くで見られる住民はカメラで見なくても、自分くの前四万十川の岩、あの岩が沈めばどこそこの沈下橋は浸かっておるといような状況で、これまで来ました。ですから、流域の人は大体判断がつくがですよ。しかし、十和地域も大正地域もそうですけれども、郷部が深いということですよね。地吉、古城、十川、あるいは野々川、それから私の集落の大井川とかいうようなところは四万十川から離れたずっと山の奥です。ですから、そういった住民の感覚では、たとえ迂回路であっても、あるいは日常の生活道で対岸の人に用事があるときでも、そこへ行かなければ分からないという状況が実はあるわけです。ですから、一口に防災ということだけでなくして、日常のそういった生活の中でもその確認ができるということにもつながるかなというふうに判断をしています。

ですから、そういう意味を踏まえて、それからまた先ほども冒頭に言ったように、非常に気象状況が予想されない不意な状況、あるいは雨といってももう豪雨の量が違うというような状況があるのが今日の課題でありますので、そういったことも踏まえて、これは地域住民、流域外の住民にとっても大変、茅吹手の沈下橋の監視カメラというのは非常に公益性を保つというふうに私は判断をしますので、是非ともそこへ監視カメラを設置していただきたいと思いますが、その件についての見解を求めます。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） ご質問の茅吹手沈下橋の監視カメラの設置の関係ですが、危機管理課長にちょっとお聞きしたら、1台あたりおよそ100万円から130万円程度設置費用が要ということです。十和地域の状況をちょっと言いますと、今、河川監視カメラが浦越、三島、昭和のふるさと交流センター、鍋谷の4か所に設置されております。平成20年度から設置したみたいですが、当初浦越地区に設置する経過としましては、大正地域の熊野のあたりから四万十川本流と梶原川が合流します。そういうことで、十和地域

の最初の端の沈下橋ということで、浦越地域に設置すればその下流の沈下橋などの状況が一定、地域の方には把握できるということで設置した経過もございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、今回、浦越の下の国道が土砂の崩壊によって通行止めになった経過もあります。当地域といいますか茅吹手の地域は轟の上の地域も含めたら7世帯ぐらいの住民の方が暮らしております。国道381号線、二回目の6月24日の際、先ほど議員が言いよりましたように、朝一、朝、結構早い時間でしたので、相当の車の量になって、行きもさしもできんというような状態になっておりました。そういうことも踏まえまして、一応、須崎土木事務所の四万十町事務所とちょっと協議もしまして、茅吹手に河川監視カメラがありますので、そこへ通行止めの看板を移して、またL字放送のテロップ、それを使いまして一応、対岸の情報を知らせてきた経過もあります。そういうことで、一定、地域のケーブルテレビの設置の地域になりますけど、には一定、情報が送れたんじゃないかと思っております。

十和地域振興局としましては、防災面での必要性、また河川監視カメラ、町全体のそういうバランスもありますので、そこを考慮しながら慎重な対応をとっていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 十和振興局長のほうからご答弁をいただきました。内容はよく分かります。冒頭に私が申したように、この防災河川監視カメラの果たすべき役割はどうかということの事業の目的ということが大事になりますので、それは一定、理解をするわけですけれども、十和あたりからも窪川地域に仕事に通っている人もたくさんおりますね。ですから当時の、6月24日の通行止めによって、ちょうどその時分に梅雨前線の梅雨ということの異常な雨もまた降って、沈下橋が沈下していくというような状況も併せて、非常にパニックがあったと。その中で、多くではありませんが3人か4人ぐらい、私にも町民のほうから、是非ともあそこへのカメラは、通常、増水問題だけでなくして生活道としてもやはり判断ができるような状況でカメラが欲しいという意見もありました。そのことは私もそう感じておったわけですが、今回をきっかけに、これはどうしても設置を求めるべきであると判断をしましたので、質問を通告に上げてきたということです。

ですから、検討をしていくということではありますけれども、それから1台が、送電線が近くに来ておれば100万円あたりでつくのではないかというふうに私も押さえておるわ

けですけれども、そういった状況もやく整っておるのではないかというふうに思います。ですからこの件については、そういった郷部の奥へ深い集落地域の人たちにもやはり役立ってほしい、あそこまで来て確認をせないかんという状況もあります。ですから、浦越のそのカメラだけでは判断がつかないわけですよ。四万十川のすぐそばにおる人はつくわけですけれども、山の奥の集落が深いわけですから、たくさんあるという状況の中では、そういった面でも一定、配慮ができるという状況で、私は設置が必要であるというふうに思っています。ですから、今後協議をしながら判断をしていくということではありますけれども、一定、そういった観点を踏まえて、設置が期待できるような答弁になるのかならないのか、もう一度お願いしたいと思う。

○副議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私のほうから答弁していきたいと思います。

議員言われるように、確かに流域に住んでいる方は、沈下橋の増水状況であるとか対岸の田んぼの増水によってどの程度の水量になっているかということは把握できるかと思います。併せてご指摘のあったように、山間地域の方はなかなか分かりにくいといったことは承知もしているところであります。ただ、竹本局長のほうからお答えしましたように、茅吹手の沈下橋の場合には一定、浦越の沈下橋の増水によって状況判断が可能であるというふうに考えております。併せて、やはり町内には町道として使用している沈下橋がこれ以外にも、例えば上岡の沈下橋、こちらは対岸にも人家がありますし、迂回路も厳しい状況にありますので、一定、優先順位を町としても決めていきたいと思います。

先ほどの生活道としての必要性、あるいは増水時の使用不可能といったことを判断するための監視カメラをどこにまずは優先的に設置をしていくのか、そういった基準を定めて取り組んでまいりたいということで、本日においてはこの茅吹手沈下橋について設置することは踏み込んでお答えできないので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） この茅吹手の沈下橋が一望できるという場所に設置ということ踏まえて、明解なご答弁をいただきながら私もつけ加えをしておく必要があるというふうに思ったわけですよ。というのは、副町長が今言われたように、やはりそのほかにも四万十川流域の中でということがありますので、そういう計画をしっかりとつくった中で、どこもここもあそこも欲しいという町民の声があるということに対して対応はできませんの

で、そこをしっかりと捉えたものの中で、これは当然、茅吹手の沈下橋のところには必要であるという私の思いとしての通告でありますし、これは地域の声の代表でもあるわけです。そういった人がたくさんおるわけですから、そのことを踏まえて今後の計画をしっかりとつくって、その結果、あそこには必要ないになったという計画になれば、その時点でまた私にも言っていただきたいというふうに思うわけですが、そういったことにならないように、是非とも深い郷分の山奥の集落がたくさんですから、そういうことも踏まえて、やはりそれからまた防災にも関係をしてくるわけですから、そういったことについては100万円余り、一般財源でということですから簡単には言えませんが、大正十和地域、あるいは窪川地域におかれて防災計画に基づいてしっかりとした対応策がとれておるという状況につくり上げていただきたいというふうにご提言させていただきたいというふうに思います。

続きまして、二番目に行きたいというふうに思います。

地域審議会の再興についてというふうに通告をしておるわけですが、この問題につきましては、合併10年を迎えて、やはり合併をして10年を迎えたということです。ですから、地域審議会が事前に消滅となった状況にあるわけですが、地域審議会というのはこれまでも幾多の事案に対して、町の適切な答申が出されたり厳しい答申が出されたり、町政に貢献をされてきたことは事実であるわけです。そういった状況は一定、各地域の事業計画等は10年ということの中で一定、振興計画に基づいて整理をされてきたということですから、これまで地域審議会等が果たされてきた内容は一定、解決ものではなかったという側面もあるわけですが、広い行政区の中で、郷の深さというのはそれぞれ、窪川地区もそうですけれども大正、十和、先ほども言いましたように街から離れた山奥へ入った郷分の深い町ですよ。それが本町の特徴であるわけです。

ですから、これまでの地域審議会に成り代わる委員会といいますか審議会といいますか、そういった委員会を立ち上げて、今後の町政執行体制に役立てていくことは大事なことであろうというふうに思うわけですが、それに対して執行部は今後、どのような考えをお持ちなのか、まずその点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えします。

今、議員言われました地域審議会、この制度でございますが、この制度につきましては、合併により住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があったこ

とから、そのことが合併推進の障害となっている、それに対応するという事で合併特例法の規定によりまして、合併市町村の施策全般に関し住民の意見を反映していくことができるように創設された制度でございます。本町におきましても、合併により広大な面積の町となることから、各地域住民の意見が新しい町、四万十町の施策に反映されにくくなる懸念があるということで、合併時の協議によりまして本町では設置されたものです。

また、この課題が合併当初の新町としての方向性や一体性、仕組みが構築されるまでの課題として、旧町村単位での設置の義務付け、これと設置期間を定めなければならなかったことから、四万十町では旧3町村の区域ごとに三つの審議会という形になり、また合併10年後の平成28年3月31日までを設置期間としていたものです。この間、各地域の審議会におきましては、その役割も条例で規定されておりますが、大きなところで四万十町まちづくり計画の変更やその執行状況についての審議、また特に大正・十和地域の地域審議会におきましては、地域振興局、当時は総合支所でしたが、その機能配置とか組織機構に関する事項についても、町長の諮問に対して審議答申や、それぞれ旧町村単位の課題等について審議を行ってきたところです。

この本町の審議会につきましては、先ほど言いましたが本年の3月末をもって設置期間が終了しておりまして、特に大正・十和地域につきましては最後となった平成28年3月の両地域の審議会におきまして、今後も、審議会自体はなくなりますが、地域のことを考える組織の必要性について、設置すべきではないかというような意見があったところです。合併協定書に書かれました10年を今経過しておりますが、町としましても広範囲の地域を有する本町は、地理的、地形的にも全てを一律的な施策として今後取り組んでいくということは当然、10年を経過してもできない部分もあります。このため、地域の拠点となって地位内の課題解決とか振興を行っていく体制の必要性を町のほうは考えまして、現在、地域振興局という形で大正・十和地域に局を設置しているところでございます。

現在、各集落の代表による、これは合併当初からですが、9地域に分かれた区長会が住民代表組織としてあります。この区長会では、各集落の課題とか問題点などを協議しておりまして、町のほうは区長会と連携して、そのような課題につきましては区長会と一緒に解決していけるのではないかと考えているんですが、先ほど大正・十和の両地域審議会からあった意見にもありますように、それとは別に地域振興局と一緒にあって地域の産業振興とか防災対策、環境福祉、地域振興などについて協議・審議し取組めるような住民組織、これの設置の必要性を考えているところです。

このことから、各振興局におきまして、区長会の意見もそれぞれ聞きながら、設置の必要性、それも合わせまして組織体制について検討を行っているところでございまして、できれば本年中にその方向性を出して、必要であれば新しい組織をつくって活動していければというふうに今思っているところです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 私の考えを課長が代弁していただいて、さらには検討もしていきゆう途中であるというご答弁でありました。法令に基づく合併の法的な問題に基づいた地域審議会ですよね。ですから、それが10年で終わりになったということでもあります。ですから、それに成り代わる委員会、審議会、ですから全く、当時の審議会の権限といいますか権能といいますか、そういった委員会組織ではなくして、やはり地域の事情がよくわかったメンバーといいますか、そしてまた法的なもの、それは一定、理解を持った人も要るでしょうし、さらには若い人といいますか子育て世代のお父ちゃんお母ちゃんが入ったような、私は理想的なことを言うと、そういった組織にして、確かに振興局になって、さらには地域の協力、職員もまたおりますし、それぞれはあるわけです。区長会もありますし。ですから、行政はそういったところから情報収集しながら、あるいはまた諮問もしながらやっていくわけですがけれども、一つの機関や一つの組織だけでは、私は結論がなるほどということには至りにくい点があるのではないかなというふうに感じています。

ですから、いろいろなそういった組織や、何をつくりながらその地域の意見、それからその地域の事情は今どうあるのか、あるいは要望はどうあるのかというようなことを捉えていく、行政がきめ細かな情報が集約できる仕組みをつくっていくということは、行政にとって非常にプラスになっていくことでもありますし、二番目に書いておりますように、我々議会としても、議員の定数を削減という一つの視点のもとで今後も取組をしていかないかんという状況にあるわけですから、一定、住民はそういった感じも踏まえて、これは気持ちの上でもやはり地域の声が届かなくなるとか、地域審議会があつたけれども、それもなくったとかいうことは、日常の問題点よりも不安を感じる面もたくさんあるわけですよ。ですから、それを分かりやすく言うと、合併をして非常に困ると、合併をしていいことはない、地方は寂れていくと、こういうこともありますので、私は決してそうではないというふうに捉えておるわけですがけれども、そういった町民の気持ち、そういうものがあるわけです。ですから、あらゆる点での情報収集をしていくという意味で、いろいろ

な層の人を集めた委員会、審議会等が私は地域にとって必要であるというふうに思います。

ですから、是非ともそういったような状況で、大正、十和に特にそういう意見があったということは、そのことを如実に表した内容でもあろうというふうに思いますので、早急に、私はそういったことを取り組むことが大事であろうというふうに思いますので。

それから、先ほど地域地域のまちづくりについても、同僚議員のほうから、大正の議員のほうからも質問もありましたように、例えば大正のまちづくりをどう町長は考えていくか、これはとりもなおさず十和地域はどう考えていくと、こういうふうなこともあるわけですから、そういったことに生かしていく、そして行政と結局身近な関係でその地域のことも把握をしていける仕組みとして、一体的な状況をつくっていくということの中で私は必要というふうに捉えています。ですから、そういったことを踏まえて、町長が最後に、その件についての町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

先ほどの状況については、担当課長が申し上げたとおりでございますが、私が2年間の、2年半になりますけれども、地域審議会での感想とか感じたこと、やはり本当に地域の情報も聞きますし、町の様々な政策提言もできる、そして本当に的を射た答申もいただいたということで、本当に審議会の役割というのは高く評価をさせていただいておるところです。

今後、そういった住民の声が届かないとか、合併すれば住民の意見がなかなか届きにくくなるとか、そういったことの心配が当初あったように思いますけれども、今やはり、せんだって地域座談会も開催させていただいて、今の状況をしっかりお伝えすると。そして住民の意見をしっかり把握する中では、今後、審議会に代わる、言わば年齢層も含めて多岐にわたる様々な意見なり、我々が諮問させていただいたことに的確に答えていただけるような審議会に代わる組織は、必要性は十分に認識しております。

担当課長が申し上げましたが、この年度内にそういった、当然予算措置も必要になってきますので、できれば当初予算に計上するまでにその方向性を決めて、できれば我々のほうからそういった地域の実情の把握できるような組織化というものをもっと建設的に捉えての検討をしていきたいと思います。それに成り代わる組織については、必要性を十分感じておりますので、できるだけ早期に検討して、結果を出していきたいと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 担当課長のほうでもそれなりの指針が出たわけですが、さらに町長がそういった形の中で考えていくということですから、是非ともお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、その組織づくりというのは企画課長、大正もそうですけれども、十和もそう、それぞれその委員になってくれませんかというお願いが、なかなか難しいところが実はございます。非常に組織をつくり上げるのが難しいかなというふうにも思うわけですが、そういう負担を覚えないで若い子育ての人も入ってくると、ですから、じいちゃん、ばあちゃんの家庭的な話でもええわけですよ。ですから、そういった構成にさせていただきたいなど。我々議会のような立場や何がありますと、充て職の人をまた入れてというような形は、私は基本的に見直しをしていくと、この委員会については特に。ですからそういう地域の事情、家庭の事情、生活の事情等々が一番分かったメンバーの構成でつくり上げていっていただきたいなというふうに思います。

我々は頭、固まっていますので、柔軟性がありませんので、そうでなくしてやっぱり、この四万十町のまちづくりに対して、地域の意見として地域の事情が一番分かりやすく捉えたメンバー構成で是非とも、それを踏まえて権限や権能というものをどう当てはめていくかという組織にして、四万十町の振興に役立てていく必要がある。そのことによって地域の不安解消も払拭をしていくという意味で、是非とも取組をしていただきたいというふうをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（下元昇君） これで12番堀本伸一君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をします。

午後 2 時49分 散会

